

白山国立公園

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書

平成24年 5月 7日

環 境 省

白山国立公園

指 定 書

(公園区域の一部変更)

目 次

1 変更理由	5
2 公園区域	8
(1) 公園区域の変更	8

1 変更理由

白山国立公園は、富山県、石川県、福井県及び岐阜県の県境に位置し、白山を主峰とする南北約40km、東西約30km、標高は約300m～2,700mにわたる山岳公園である。主峰と周辺の火口湖からなる優美な火山景観、山麓から山頂にかけて暖帯から亜寒帯に及ぶ植生の垂直分布が見られる。また、高山植物の宝庫として知られ、白山にちなんだ名前の高山植物が多数ある。山腹はブナ林が優占し、谷沿いのトチノキやサワグルミの林とともに大型哺乳類、大型猛禽類の生息地となっており、景観、動植物の生息生育の状況はいずれも原生の状態を保っている。

本公園は、昭和37年11月に指定され、昭和53年3月に公園区域及び公園計画の一般的な見直し（再検討）を行い、その後、昭和61年9月に第1次点検、平成7年12月にみどりのダイヤモンド計画に伴う公園計画の一部変更、平成21年10月に第2次点検を行い現在に至っている。

平成20年には生物多様性基本法が制定され、平成21年には自然公園法の改正においてその目的規定に生物の多様性の確保に寄与することが位置づけられた。また、生物多様性国家戦略2010では、「国立・国定公園の全国的な指定の見直し、再配置を進める中で、生態系ネットワークについても考慮した指定の拡大を図る」とされており、平成22年10月に公表した「国立・国定公園総点検事業」において、白山は、自然性の高いまとまりのある森林が山頂部から山麓部にかけて分布し、哺乳類、鳥類等の野生動物の生息地として評価され、重要地域の一つとして選定された。これを踏まえ、更なる調査・分析等を行った結果、隣接する県立自然公園区域は、現在の国立公園の区域と同等の資質を有し、一体性のある地域が生態系の観点から重要な地域として確認されたことから、今回、白山国立公園の区域の見直しを行うものである。

白山国立公園に隣接する地域のうち、九頭竜川に合流する滝波川の最上流部に、標高約1,300m～1,700mの稜線に囲まれた地域があり、これが今回拡張する小原地区である。

植生は、チシマザサーブナ群集が優占する日本海型ブナ自然林が分布している。特に、大長山及び烏岳の南西側は原生の状態が保たれている。また、小原峠から西に下る凹地の底部にある湿地には、福井県下で最大規模のリュウキンカ群落が見られる。その他は、オオバクロモジミズナラ群集の二次林及びスギの植林地が点在する。動物相は、鳥類について、6目19科41種が確認されており、春から秋にかけてカラ類の個体数密度が高く、また、クロジとマミジロの生息が確認されていることが特徴である。大型猛禽類のイヌワシやクマタカも確認されている。哺乳類については、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンリス、ムササビ等8目14科20種が確認さ

れており、環境省及び福井県のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているヤマネ及びホンドオコジョも確認されている。歴史文化資源としては、白山へ登拝するための越前禅定道が古くから開かれ、遺構が数多く残されている。なお、小原地区は年間約4,000人の登山者が利用する他、麓の小原集落によって林業、炭焼き等が行われ、里山的な利用がなされている地区である。

以上から、優れた自然の風致を有する自然林の保全、隣接する公園区域と一体となる風致の保全、越前禅定道の歴史文化と一体となった風致の保全を目的に当該地区を白山国立公園の公園区域に編入するため、一部変更を行うものである。

2 公園区域

(1) 公園区域の変更

白山国立公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	福井県勝山市 北谷町の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
<p>本地区は、取立山、大長山、赤兎山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,700mの山に囲まれており、九頭竜川に合流する滝波川の最上流部に当たる。原生の状態が保たれた日本海型ブナ自然林及び福井県下で最大規模のリュウキンカ群落が見られる湿地が存在し、イヌワシ及びクマタカといった大型猛禽類、環境省及び福井県のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているヤマネ及びホンドオコジョ並びにその他の大型哺乳類が確認されているなど既存の公園区域と同等の資質を持つことから、優れた自然の風致を有する自然林の保全及び隣接する公園区域と一体となる風致の保全を図るとともに、越前禅定道の歴史文化と一体となった風致の保全及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	<p>2,200ha</p> <p>〔 国 0ha 公 0ha 私 2,200ha 〕</p>
<p>変更部分面積計</p>	<p>2,200ha</p> <p>〔 国 0ha 公 0ha 私 2,200ha 〕</p>
<p>変更前公園面積</p>	<p>47,700ha</p> <p>〔 国 31,884ha 公 5,071ha 私 10,745ha 〕</p>
<p>変更後公園面積</p>	<p>49,900ha</p> <p>〔 国 31,884ha 公 5,071ha 私 12,945ha 〕</p>

北谷町
公園区域変更図

凡 例			
拡 張			
①-②	稜 線	界	界
②-③	河 川	界	界
③-④	稜 線	界	界
④-①	稜 線	界	界



1:25,000

白山国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

目 次

1 変 更 理 由	17
2 規 制 計 画	
(1) 保護規制計画	18
ア 特別地域	18
(ア) 第2種特別地域	20
(イ) 第3種特別地域	24
イ 面積内訳	36
(ア) 地域地区別土地所有別面積	36
(イ) 地域地区別市町村別面積	38
3 事 業 計 画	
(1) 利用施設計画	40
ア 集団施設地区	40
イ 単独施設	48
ウ 道路	50
(ア) 車道	50
(イ) 歩道	50
4 参 考 事 項	
(1) 指定植物	69
(2) 過去の経緯	73
(3) 公園区域	74
(4) 保護計画	76
ア 保護規制計画	76
(ア) 特別地域	76
a 特別保護地区	78
b 第1種特別地域	85
c 第2種特別地域	88
d 第3種特別地域	96
(イ) 面積内訳	102
a 地域地区別土地所有別面積	102
b 地域地区別市町村別面積	104
(5) 事業計画	106
ア 保護施設計画	106

イ	利用施設計画	108
	(ア) 集団施設地区	108
	(イ) 単独施設	112
	(ウ) 道路	118
	a 車道	118
	b 歩道	120
ウ	生態系維持回復計画	126
	(ア) 生態系維持回復事業	126

1 変更理由

白山国立公園は、富山県、石川県、福井県及び岐阜県の県境をまたいでそびえる白山連峰を中心として昭和37年11月に指定された。その区域は北はブナオ峠より南は大日ヶ岳まで南北約40km、東西約30kmにわたる山岳地帯からなる。本公園は高山植物の宝庫として知られ、原生的な景観を有する標高約300m～2,700mにわたる山岳公園として、登山を主体とした利用がされている。

本公園の公園計画等については、昭和53年3月に全般的な見直し（再検討）、昭和61年9月に第1次点検、平成7年12月にみどりのダイヤモンド計画に伴う公園計画の一部変更、平成21年10月に第2次点検が行われている。

今回、平成22年10月に公表された「国立・国定公園総点検事業」において白山国立公園隣接地域が生態系の観点から重要な地域として評価されたことを踏まえ、更なる調査・分析等を行った結果、優れた自然の風致を有する自然林の保全、隣接する公園区域と一体となる風致の保全及び越前禅定道の歴史文化と一体となった風致の保全を行う必要がある。このため、編入する公園区域の公園計画を定めるとともに、これに合わせて現公園区域の公園計画の一部変更を行うものである。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	福井県勝山市 北谷町の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
<p>本区域は、取立山、大長山、赤兎山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,700mの山に囲まれており、九頭竜川に合流する滝波川の最上流部に当たる。原生の状態が保たれた日本海型ブナ自然林、福井県下で最大規模のリュウキンカ群落が見られる湿地が存在し、イヌワシ及びクマタカといった大型猛禽類、環境省及び福井県のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているヤマネ及びホンドオコジョ並びにその他の大型哺乳類が確認されている等既存の公園区域と同等の資質を持つことから、優れた自然の風致を有する自然林の保全、隣接する公園区域と一体となる風致の保全を図るとともに、越前禅定道の歴史文化と一体となった風致の保全及び適正な利用を図るために、白山国立公園への編入に伴い、特別地域に指定する。</p>	<p>2,200ha</p> <p>〔 国 0ha 公 0ha 私 2,200ha 〕</p>
<p>変更部分面積計</p>	<p>2,200ha</p> <p>〔 国 0ha 公 0ha 私 2,200ha 〕</p>
<p>変更前特別地域面積</p>	<p>47,700ha</p> <p>〔 国 31,884ha 公 5,071ha 私 10,745ha 〕</p>
<p>変更後特別地域面積</p>	<p>49,900ha</p> <p>〔 国 31,884ha 公 5,071ha 私 12,945ha 〕</p>

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1-1	拡張	特別地域の拡張	小原	福井県勝山市 北谷町の一部
2	拡張	第3種特別地域からの振替	小原	石川県白山市内 国有林石川森林管理署48林班から 49林班までの各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)						
<p>本区域は、今回拡張する区域の外縁に当たる取立山、大長山、赤兎山、大舟山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,700mの稜線沿いの区域、越前禅定道線道路（歩道）及び小原峠線道路（車道）の両側の区域である。原生の状態が保たれた日本海型ブナ自然林、福井県下で最大規模のリュウキンカ群落が見られる湿地が存在し、イヌワシ及びクマタカといった大型猛禽類、環境省及び福井県のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているヤマネ及びホンドオコジョ並びにその他の大型哺乳類が確認されている等既存の公園区域と同等の資質を持つことから、優れた自然の風致を有する自然林の保全、隣接する公園区域と一体となる風致の保全、越前禅定道線道路（歩道）、伏拝経ヶ岳線道路（歩道）、経ヶ岳赤兎山線道路（歩道）、小原三ノ峰線道路（歩道）や小原峠線道路（車道）等の利用施設沿線の風致の維持を図るため、白山国立公園への編入に伴い、第2種特別地域に指定する。</p>	<p style="text-align: right;">651ha</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">〔 国</td> <td style="border: none; text-align: right;">0ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none; text-align: right;">0ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none; text-align: right;">651ha</td> </tr> </table>	〔 国	0ha	公	0ha	私	651ha
〔 国	0ha						
公	0ha						
私	651ha						
<p>本区域は、赤兎山から、小原峠、大長山等の標高約1,500m～約1,700mの稜線を経て取立山に至る登山道の東側に位置する。主に、チシマザサ－ブナ群集が優占する日本海型ブナ自然林、オオバクロモジ－ミズナラ群集の二次林が分布している。</p> <p>優れた自然の風致を有する自然林の保全、板谷の頭<small>いただに かしら</small>から大長山を経て小原峠に至る加越国境線道路（歩道）、小原三ノ峰線道路（歩道）等の利用施設沿線の風致の維持を図るため、第3種特別地域から第2種特別地域へ変更する。</p>	<p style="text-align: right;">55ha</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">〔 国</td> <td style="border: none; text-align: right;">55ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none; text-align: right;">0ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none; text-align: right;">0ha</td> </tr> </table>	〔 国	55ha	公	0ha	私	0ha
〔 国	55ha						
公	0ha						
私	0ha						

3	拡 張	第 3 種 特 別 地 域からの振替	小原	<p>福井県大野市内 国有林福井森林管理署1007林班か ら1008林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市内 国有林福井森林管理署1042林班か ら1045林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市 平泉寺町の一部</p>
---	-----	-----------------------	----	--

<p>本区域は、赤兎山から大舟山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,600mの稜線を経て三頭山に至る登山道の南側に位置する。法恩寺山から東側の稜線は、チシマザサーブナ群集が優占する日本海型ブナ自然林、オオバクロモジミズナラ群集の二次林が優占しており、法恩寺山から西側は、スギ等の植林地が分布している。</p> <p>優れた自然の風致を有する自然林の保全、越前禅定道線道路（歩道）、伏拝経ヶ岳線道路（歩道）、経ヶ岳赤兎山線道路（歩道）等の利用施設沿線の風致の維持を図るため、第3種特別地域から第2種特別地域へ変更する。</p>	<p>228ha</p> <table border="0"> <tr><td>〔 国</td><td>143ha</td></tr> <tr><td>公</td><td>0ha</td></tr> <tr><td>私</td><td>85ha</td></tr> </table>	〔 国	143ha	公	0ha	私	85ha
〔 国	143ha						
公	0ha						
私	85ha						
<p>変更部分面積計</p>	<p>934ha</p> <table border="0"> <tr><td>〔 国</td><td>198ha</td></tr> <tr><td>公</td><td>0ha</td></tr> <tr><td>私</td><td>736ha</td></tr> </table>	〔 国	198ha	公	0ha	私	736ha
〔 国	198ha						
公	0ha						
私	736ha						
<p>変更前第2種特別地域面積</p>	<p>7,469ha</p> <table border="0"> <tr><td>〔 国</td><td>4,717ha</td></tr> <tr><td>公</td><td>425ha</td></tr> <tr><td>私</td><td>2,327ha</td></tr> </table>	〔 国	4,717ha	公	425ha	私	2,327ha
〔 国	4,717ha						
公	425ha						
私	2,327ha						
<p>変更後第2種特別地域面積</p>	<p>8,403ha</p> <table border="0"> <tr><td>〔 国</td><td>4,915ha</td></tr> <tr><td>公</td><td>425ha</td></tr> <tr><td>私</td><td>3,063ha</td></tr> </table>	〔 国	4,915ha	公	425ha	私	3,063ha
〔 国	4,915ha						
公	425ha						
私	3,063ha						

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1-2	拡張	特別地域の拡張	小原	福井県勝山市 北谷町の一部
2	削除	第2種特別地域への振替	小原	石川県白山市内 国有林石川森林管理署48林班から 49林班までの各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>本区域は、取立山、大長山、赤兎山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,700mの山に囲まれており、九頭竜川に合流する滝波川の最上流部に当たる。原生の状態が保たれた日本海型ブナ自然林、イヌワシ及びクマタカといった大型猛禽類、環境省及び福井県のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているヤマネ、ホンドオコジョやその他の大型哺乳類が確認されているなど、既存の公園区域と同等の資質を持つことから、優れた自然の風致を有する自然林の保全、隣接する公園区域と一体となる風致の保全、越前禅定道の歴史文化と一体となった風致の保全を目的に、白山国立公園への編入に伴い、第3種特別地域に指定する。</p>	<p>1,549ha</p> <p>〔 国 0ha 公 0ha 私 1,549ha 〕</p>
<p>本区域は、赤兎山から、小原峠、大長山等の標高約1,500m～約1,700mの稜線を経て取立山に至る登山道の東側に位置する。主に、チシマザサーブナ群集が優占する日本海型ブナ自然林、オオバクロモジミズナラ群集の二次林が分布している。</p> <p>優れた自然の風致を有する自然林の保全、板谷の頭<small>いただに</small>から大長山を経て小原峠に至る加越国境線道路（歩道）、小原三ノ峰線道路（歩道）等の利用施設沿線の風致の維持を図るため、第3種特別地域から第2種特別地域へ変更する。</p>	<p>△55ha</p> <p>〔 国 △55ha 公 0ha 私 0ha 〕</p>

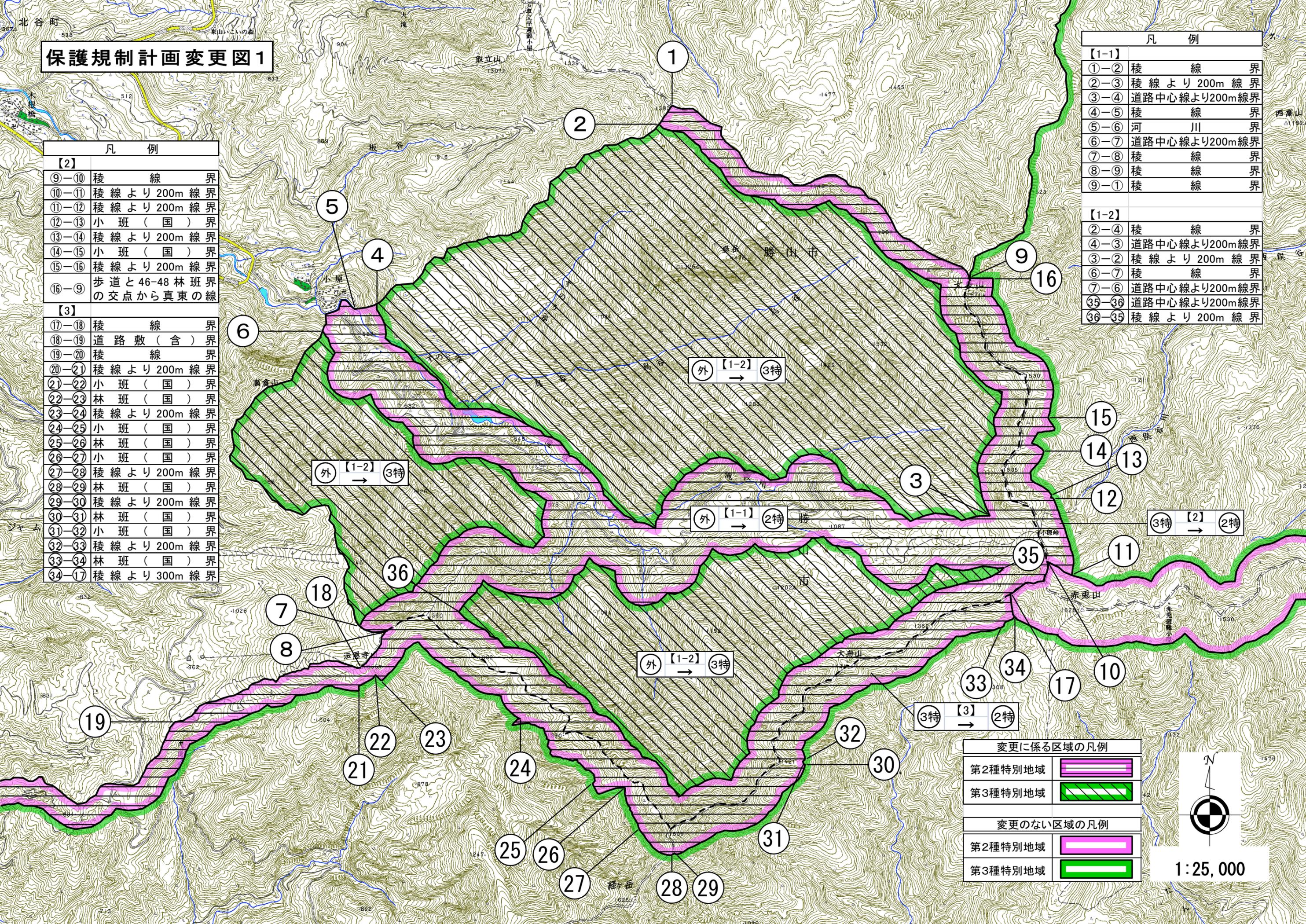
3	削 除	第 2 種 特 別 地 域への振替	小原	<p>福井県大野市内 国有林福井森林管理署1007林班か ら1008林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市内 国有林福井森林管理署1042林班か ら1045林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市 平泉寺町の一部</p>
---	-----	----------------------	----	--

<p>本区域は、赤兎山から、大舟山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,600mの稜線を経て三頭山に至る登山道の南側に位置する。法恩寺山から東側の稜線は、チシマザサーブナ群集が優占する日本海型ブナ自然林、オオバクロモジーマズナラ群集の二次林が優占しており、法恩寺山から西側は、スギ等の植林地が分布している。</p> <p>優れた自然の風致を有する自然林の保全、越前禅定道線道路（歩道）、伏拝経ヶ岳線道路（歩道）、経ヶ岳赤兎山線道路（歩道）等の利用施設沿線の風致の維持を図るため、第3種特別地域から第2種特別地域へ変更する。</p>	<p style="text-align: right;">△228ha</p> <p>〔 国 △143ha 公 0ha 私 △ 85ha 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更部分面積計</p>	<p style="text-align: right;">1,266ha</p> <p>〔 国 △198ha 公 0ha 私 1,464ha 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更前第3種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">19,792ha</p> <p>〔 国 12,415ha 公 1,794ha 私 5,583ha 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更後第3種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">21,058ha</p> <p>〔 国 12,217ha 公 1,794ha 私 7,047ha 〕</p>

保護規制計画変更図1

凡 例	
[2]	
⑨-⑩	稜 線 界
⑩-⑪	稜線より200m線界
⑪-⑫	稜線より200m線界
⑫-⑬	小班(国)界
⑬-⑭	稜線より200m線界
⑭-⑮	小班(国)界
⑮-⑯	稜線より200m線界
⑯-⑰	歩道と46-48林班界の交点から真東の線
[3]	
⑰-⑱	稜 線 界
⑱-⑲	道路敷(含)界
⑲-⑳	稜 線 界
㉑-㉒	稜線より200m線界
㉒-㉓	小班(国)界
㉓-㉔	林班(国)界
㉔-㉕	稜線より200m線界
㉕-㉖	小班(国)界
㉖-㉗	林班(国)界
㉗-㉘	稜線より200m線界
㉘-㉙	林班(国)界
㉙-㉚	稜線より200m線界
㉛-㉜	林班(国)界
㉜-㉝	小班(国)界
㉞-㉟	稜線より200m線界
㊱-㊲	林班(国)界
㊳-㊴	稜線より300m線界

凡 例	
[1-1]	
①-②	稜 線 界
②-③	稜線より200m線界
③-④	道路中心線より200m線界
④-⑤	稜 線 界
⑤-⑥	河 川 界
⑥-⑦	道路中心線より200m線界
⑦-⑧	稜 線 界
⑧-⑨	稜 線 界
⑨-⑩	稜 線 界
[1-2]	
②-④	稜 線 界
④-③	道路中心線より200m線界
③-②	稜線より200m線界
⑥-⑦	稜 線 界
⑦-⑥	道路中心線より200m線界
③⑤-③⑥	道路中心線より200m線界
③⑥-③⑤	稜線より200m線界

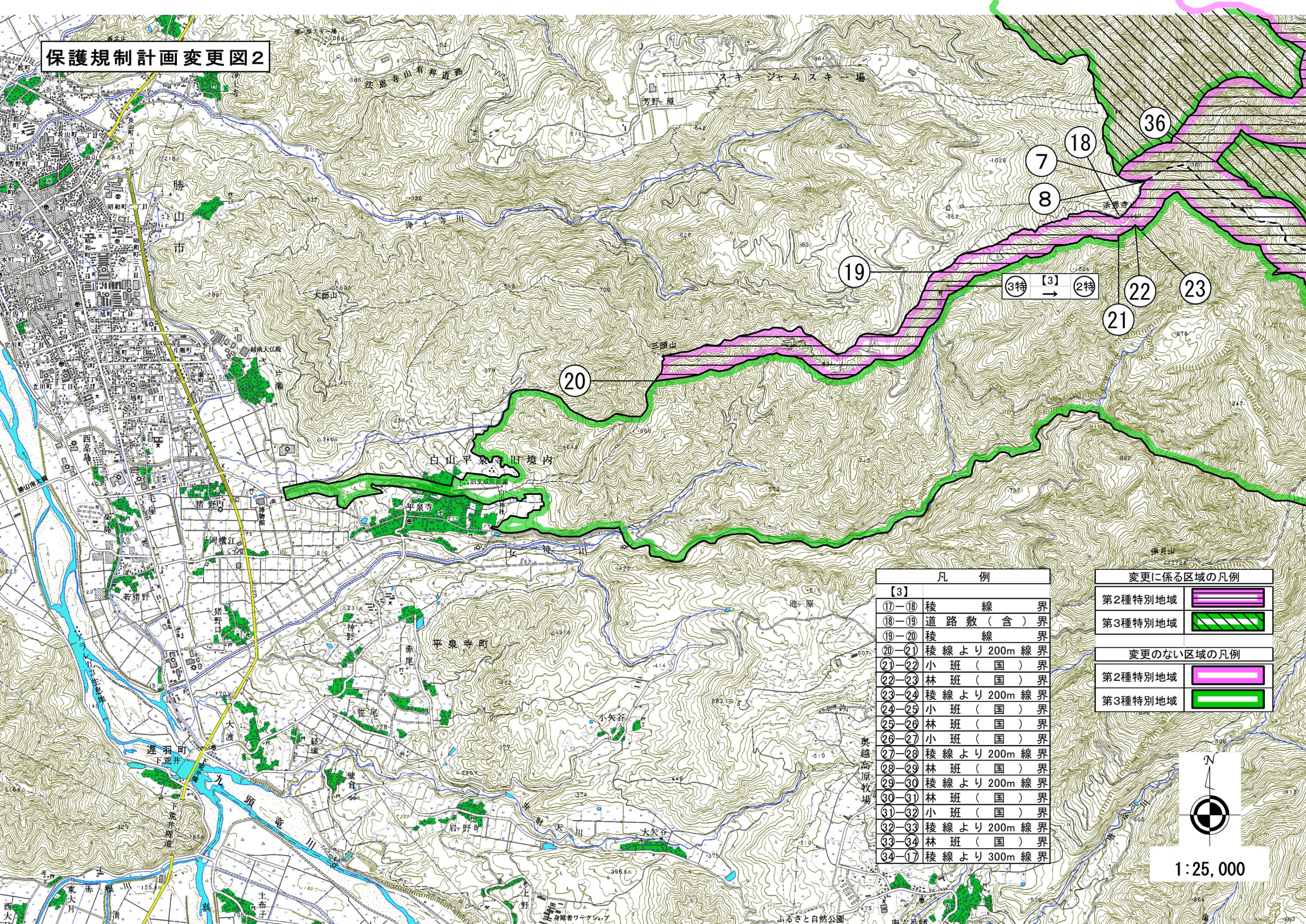


変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
変更のない区域の凡例	
第2種特別地域	
第3種特別地域	



1:25,000

保護規制計画変更図2



凡例		
[3]		
⑰-⑱	稜線	界
⑱-⑲	道路敷(含)	界
⑲-⑳	稜線	界
⑳-㉑	稜線より200m線	界
㉑-㉒	小班(国)	界
㉒-㉓	林班(国)	界
㉓-㉔	稜線より200m線	界
㉔-㉕	小班(国)	界
㉕-㉖	林班(国)	界
㉖-㉗	小班(国)	界
㉗-㉘	稜線より200m線	界
㉘-㉙	林班(国)	界
㉙-㉚	稜線より200m線	界
㉚-㉛	小班(国)	界
㉛-㉜	林班(国)	界
㉜-㉝	稜線より300m線	界

変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
第3種特別地域	

変更のない区域の凡例	
第2種特別地域	
第3種特別地域	



1:25,000

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表 4：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地 域					
地種区分		特別保護地区			第 1 種特別地域		
土地所有別		国	公	私	国	公	私
富 山 県	土地所有別面積	138	—	—	—	—	—
	地種区分別面積				—		
	地域地区別面積	138					
	地域別面積						
石 川 県	土地所有別面積	6,496	1,041	2,271	745	1,457	—
	地種区分別面積				2,202		
	地域地区別面積	9,808					
	地域別面積						
福 井 県	土地所有別面積	—	—	220	—	36	344
	地種区分別面積				380		
	地域地区別面積	220					
	地域別面積						
岐 阜 県	土地所有別面積	7,373	318	—	—	—	—
	地種区分別面積				—		
	地域地区別面積	7,691					
	地域別面積						
合 計	土地所有別面積	14,007	1,359	2,491	745	1,493	344
	地種区分別面積 (比率)				2,582 (5.2)		
	地域地区別面積 (比率)	17,857 (35.8)					
	地域別面積 (比率)						

(単位：面積ha、比率%)

特 別 地 域						合 計		
第 2 種特別地域			第 3 種特別地域			(陸域)		
国	公	私	国	公	私	国	公	私
971	—	52	448	1,128	5	1,557	1,128	57
1,023		1,581				2,742		
2,604								
2,742								
234	227	713	9,255	—	3,296	16,730	2,725	6,280
1,174		12,551				25,735		
15,927								
25,735								
157	—	2,078	967	—	3,604	1,124	36	6,246
2,235		4,571				7,406		
7,186								
7,406								
3,553	198	220	1,547	666	142	12,473	1,182	362
3,971		2,355				14,017		
6,326								
14,017								
4,915	425	3,063	12,217	1,794	7,047	31,884	5,071	12,945
8,403 (16.8)		21,058 (42.2)				49,900 (100)		
32,043 (64.2)								
49,900 (100)								

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 5 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		現 行					合計 (陸域) (A)
		特 別 地 域					
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計	
富山県	南砺市	138	0	1,023	1,581	2,742	2,742
小 計		138	0	1,023	1,581	2,742	2,742
石川県	白山市	9,808	2,202	1,119	12,606	25,735	25,735
小 計		9,808	2,202	1,119	12,606	25,735	25,735
福井県	大野市	220	380	1,356	2,011	3,967	3,967
	勝山市	0	0	0	1,239	1,239	1,239
小 計		220	380	1,356	3,250	5,206	5,206
岐阜県	郡上市	318	0	161	740	1,219	1,219
	高山市	1,444	0	689	168	2,301	2,301
	大野郡	白川村	5,929	0	3,121	1,447	10,497
小 計		7,691	0	3,971	2,355	14,017	14,017
合 計		17,857	2,582	7,469	19,792	47,700	47,700

(単位：面積ha)

変 更 後					増減	
特 別 地 域					合計 (陸域) (B)	陸域 (B - A)
特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計		
138	0	1,023	1,581	2,742	2,742	0
138	0	1,023	1,581	2,742	2,742	0
9,808	2,202	1,174	12,551	25,735	25,735	0
9,808	2,202	1,174	12,551	25,735	25,735	0
220	380	1,430	1,937	3,967	3,967	0
0	0	805	2,634	3,439	3,439	2,200
220	380	2,235	4,571	7,406	7,406	2,200
318	0	161	740	1,219	1,219	0
1,444	0	689	168	2,301	2,301	0
5,929	0	3,121	1,447	10,497	10,497	0
7,691	0	3,971	2,355	14,017	14,017	0
17,857	2,582	8,403	21,058	49,900	49,900	2,200

3 事業計画

(1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 集団施設地区

市ノ瀬集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表6：区域変更表)

番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域
2	拡張	市ノ瀬	一般計画 昭53. 3. 22決定 区域及び詳細計画 昭61. 9. 12決定 区域変更 平7. 12. 22決定	石川県白山市白峰の一部

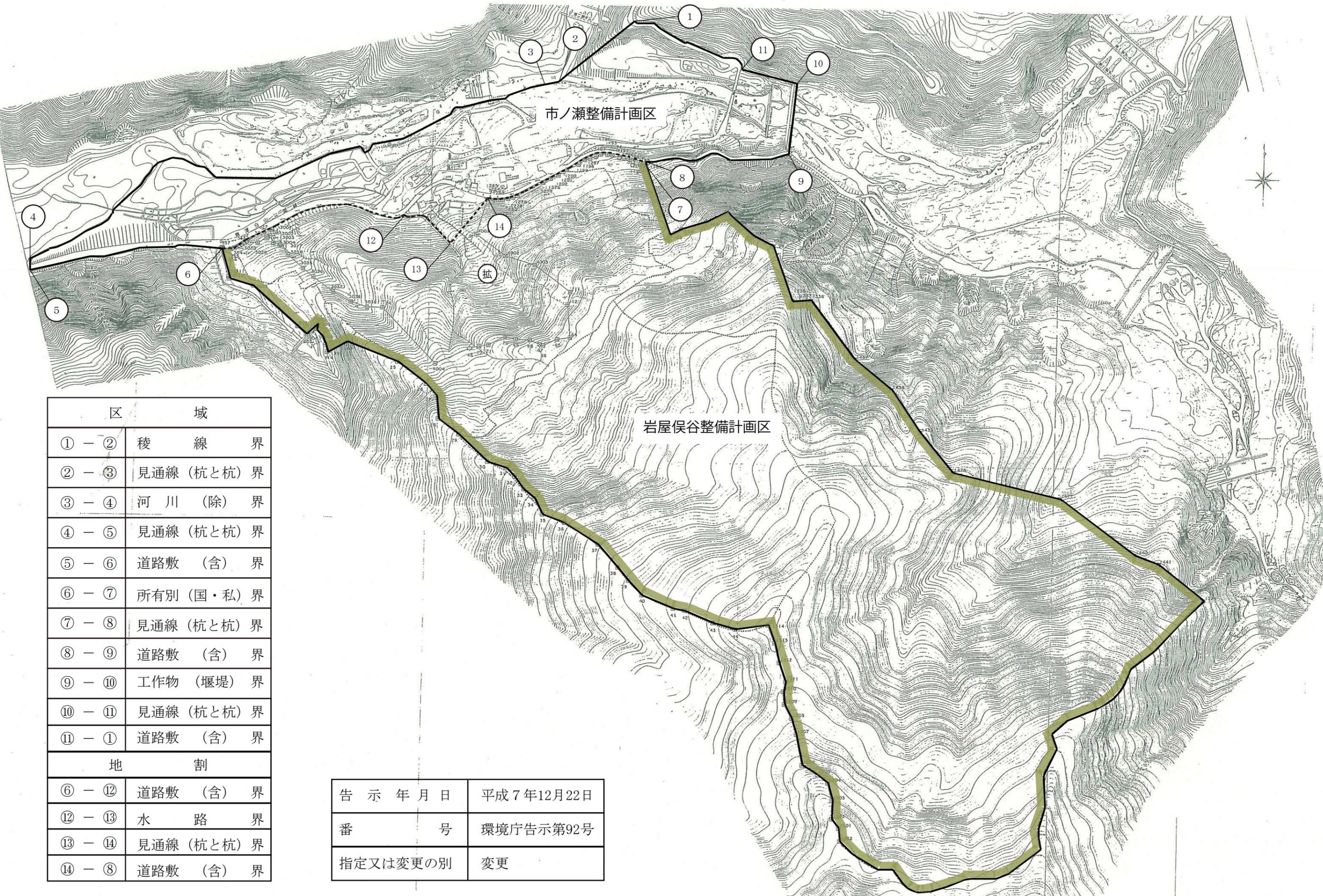
変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
隣接する単独施設を廃止し、単独施設の一部を集団施設地区に編入する。	77.4	94.6

(表 7 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
2	市ノ瀬	石川県白山市白峰内 国有林石川森林管理署55林班の一部 石川県白山市白峰の一部	<p>当地区は本公園の中央部の西端近くに位置し、ブナをはじめとする自然林に覆われた白山南西山麓の谷間にあつて、白山最大の登山基地であるとともに、温泉保養、自然探勝等の利用拠点となっている。</p> <p>この恵まれた環境を活かし、白山の適切な登山利用及び質の高い自然とのふれあいのための拠点として各種施設を整備するとともに、別当出合方面へのマイカーを規制するための乗り換え地点の機能を考慮して計画するものとする。</p>

整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	旧計画との 関係
市ノ瀬 整備計画区	<p>当整備計画区の中央部には地域周辺の自然環境及び登山利用等に関する情報拠点として博物展示施設の整備を図るとともに、園地、バスターミナル及び駐車場等の整備を図る。</p> <p>牛首川河岸沿いにおいては滞在型の自然探勝利用を推進するため、野営場、園地等の整備を図る。また、駐車場としても利用可能な多目的園地の整備を図る。</p>	17.2	平7.12.22告示
岩屋俣谷 整備計画区	<p>隣接する岩屋俣谷園地を廃止し、集団施設地区に編入することで、市ノ瀬整備計画区の利用施設と一体的な利用が図れるようにするとともに、主に自然探勝及び白山の眺望を目的とした園地として整備する。</p>	77.4	
面積計	国	公	私
	74.4	7.2	13.0
	94.6		

白山国立公園市ノ瀬集団施設地区計画図及び変更図



区 域	
① - ②	稜 線 界
② - ③	見通線 (杭と杭) 界
③ - ④	河 川 (除) 界
④ - ⑤	見通線 (杭と杭) 界
⑤ - ⑥	道路敷 (含) 界
⑥ - ⑦	所有別 (国・私) 界
⑦ - ⑧	見通線 (杭と杭) 界
⑧ - ⑨	道路敷 (含) 界
⑨ - ⑩	工作物 (堰堤) 界
⑩ - ⑪	見通線 (杭と杭) 界
⑪ - ①	道路敷 (含) 界
地 割	
⑥ - ⑫	道路敷 (含) 界
⑫ - ⑬	水 路 界
⑬ - ⑭	見通線 (杭と杭) 界
⑭ - ⑧	道路敷 (含) 界

告 示 年 月 日	平成 7 年 12 月 22 日
番 号	環境庁告示第92号
指定又は変更の別	変更

イ 単独施設

① 追加

次の単独施設を追加する。

(表 8 : 単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
45	園地	福井県勝山市北谷町 (廻り池) ^{まわ いけ}

② 削除

次の単独施設を削除する。

(表 9 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
42	園地	石川県白山市 (岩屋俣谷)

③ 変更

次の単独施設を変更する。

(表10 : 単独施設変更表)

番号	種 類	位 置
19	園地	石川県白山市 (白山室堂) →石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村 (白山室堂)

整備方針	旧計画との関係
赤兎山及び大長山方面への登山の拠点となる園地として整備する。	新規

告示年月日	理由
平7. 12. 22告示	現在整備されている区域については、市ノ瀬集団施設地区に振り替える。その他の区域については、今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。

整備方針	備考
登山利用者を対象とする散策、休憩、展望及び自然解説機能を有する地区とし、自然環境の保全に努める。	昭53. 3. 22告示

ウ 道路

(ア) 車道

次の車道を追加する。

(表11：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間	主要経由地
8	小原峠線	起点－福井県勝山市(国立公園境界) 終点－福井県勝山市(まわ いけ 廻り池)	

(イ) 歩道

次の歩道を追加する。

(表12：道路（歩道）表)

番号	路線名	区 間	主要経由地
35	加越国境線	起点－福井県勝山市(いただに かしら 板谷の頭) 終点－福井県勝山市(小原峠)	大長山

整備方針	旧計画との関係
小原登山口へ到達する車道として整備する。	新規

整備方針	旧計画との関係
<small>ただに</small> <small>かしら</small> 板谷の頭から大長山を經由して小原峠に至る登山道とする。	新規

次の歩道を次のとおり変更する。

(表13：道路（歩道）表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主要 経過地	告示年月日
22	三ツ谷赤兎山線	起点－石川県白山市 （三ツ谷） 終点－石川県白山市 （赤兎山）		昭53. 3. 22
24	平泉寺経ヶ岳線	起点－福井県勝山市 （平泉寺） 終点－福井県勝山市 （経ヶ岳）		昭53. 3. 22
22	三ツ谷赤兎山線	起点－石川県白山市 （三ツ谷） 終点－石川県白山市 （赤兎山）		昭53. 3. 22
25	経ヶ岳三ノ峰線	起点－福井県大野市 （経ヶ岳・国立公園 境界） 終点－福井県大野市 （三ノ峰）		昭53. 3. 22

新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要 経過地	整備方針	
22	三ツ谷 赤兎山 線	起点－石川県白山市 （三ツ谷） 終点－石川県白山市 （小原峠）		三ツ谷か ら小原峠へ の登山道と する。	路線の一部を小 原三ノ峰線道路 （歩道）に振り替 えるため、終点を 変更する。
24	伏拝経 ヶ岳線	起点－福井県勝山市 （伏拝歩道分 岐点） 終点－福井県勝山市 （経ヶ岳）		越前禅定 道線の伏拝 から経ヶ岳 赤兎山線の 経ヶ岳を連 絡する登山 道とする。	平泉寺経ヶ岳線 のうち、平泉寺か ら伏拝歩道分岐点 までの区間を越前 禅定道線に振り替 えるため、起点を 変更する。
25	小原三 ノ峰線	起点－福井県勝山市 （廻り池） 終点－福井県大野市 （三ノ峰）	赤兎山 杉峠	^{まわ いけ} 廻り池か ら小原峠、 赤兎山、杉 峠を経由し て三ノ峰へ 至る登山道 とし、沿線 に避難小屋、休憩所 を備える。	小原地区の編入 に伴い、 ^{まわ いけ} 廻り池か ら小原峠の区間を 新たに位置づける とともに、三ツ谷 赤兎山線及び経ヶ 岳三ノ峰線の一部 を同線に振り替え る。

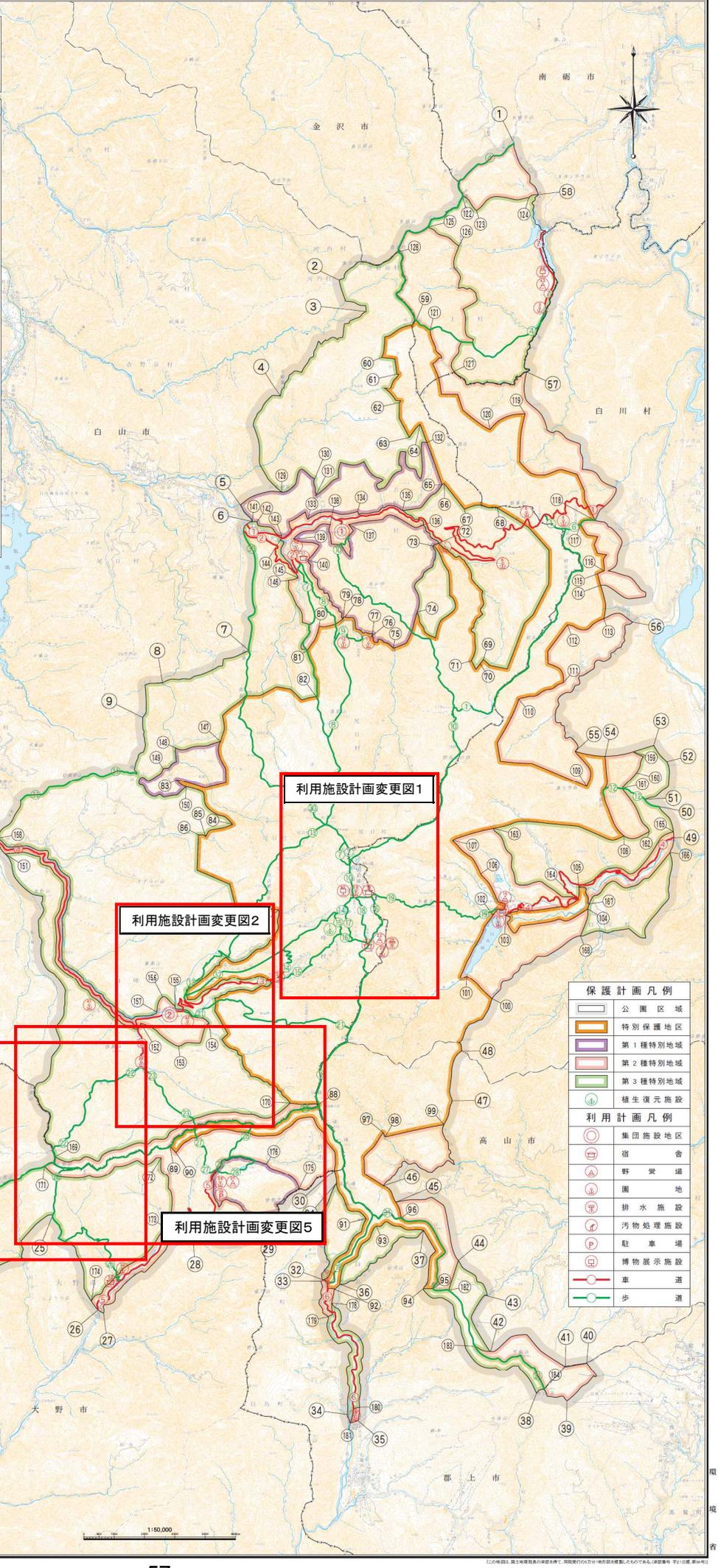
現 行				
番号	路線名	区 間	主要 経過地	告示年月日
24	平泉寺経ヶ岳線	起点－福井県勝山市 (平泉寺) 終点－福井県勝山市 (経ヶ岳)		昭53. 3. 22
25	経ヶ岳三ノ峰線	起点－福井県大野市 (経ヶ岳・国立公園 境界) 終点－福井県大野市 (三ノ峰)		昭53. 3. 22

新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要 経過地	整備方針	
33	越前禅 定道線	起点一福井県勝山市 (平泉寺) 終点一福井県勝山市 (廻り池)	三頭山 法恩寺 山	平泉寺か ら三頭山、 法恩寺山を 経由して、 廻り池へ至 る登山道と する。	平泉寺から伏拝 歩道分岐点までの 区間を同線に振り 替えるとともに、 小原地区の編入に 伴い、伏拝歩道分 岐点から廻り池の 区間を新たに位置 づける。
34	経ヶ岳 赤兎山 線	起点一福井県大野市 (経ヶ岳・国 立公園境界) 終点一福井県勝山市 (赤兎山・歩 道合流点)		経ヶ岳か ら大舟山を 経由して赤 兎山へ連絡 する登山道 とする。	経ヶ岳三ノ峰線 のうち、赤兎山歩 道合流点から三ノ 峰までの区間を小 原三ノ峰線に振り 替えるため、終点 を変更する。

利用施設計画変更図位置図

公園区域等境界一覧																																																	
公園区域	①-② 緑地(国)界	①-③ 緑地(国)界	①-④ 緑地(国)界	①-⑤ 緑地(国)界	①-⑥ 緑地(国)界	①-⑦ 緑地(国)界	①-⑧ 緑地(国)界	①-⑨ 緑地(国)界	①-⑩ 緑地(国)界	①-⑪ 緑地(国)界	①-⑫ 緑地(国)界	①-⑬ 緑地(国)界	①-⑭ 緑地(国)界	①-⑮ 緑地(国)界	①-⑯ 緑地(国)界	①-⑰ 緑地(国)界	①-⑱ 緑地(国)界	①-⑲ 緑地(国)界	①-⑳ 緑地(国)界	①-㉑ 緑地(国)界	①-㉒ 緑地(国)界	①-㉓ 緑地(国)界	①-㉔ 緑地(国)界	①-㉕ 緑地(国)界	①-㉖ 緑地(国)界	①-㉗ 緑地(国)界	①-㉘ 緑地(国)界	①-㉙ 緑地(国)界	①-㉚ 緑地(国)界	①-㉛ 緑地(国)界	①-㉜ 緑地(国)界	①-㉝ 緑地(国)界	①-㉞ 緑地(国)界	①-㉟ 緑地(国)界	①-㊱ 緑地(国)界	①-㊲ 緑地(国)界	①-㊳ 緑地(国)界	①-㊴ 緑地(国)界	①-㊵ 緑地(国)界	①-㊶ 緑地(国)界	①-㊷ 緑地(国)界	①-㊸ 緑地(国)界	①-㊹ 緑地(国)界	①-㊺ 緑地(国)界	①-㊻ 緑地(国)界	①-㊼ 緑地(国)界	①-㊽ 緑地(国)界	①-㊾ 緑地(国)界	①-㊿ 緑地(国)界

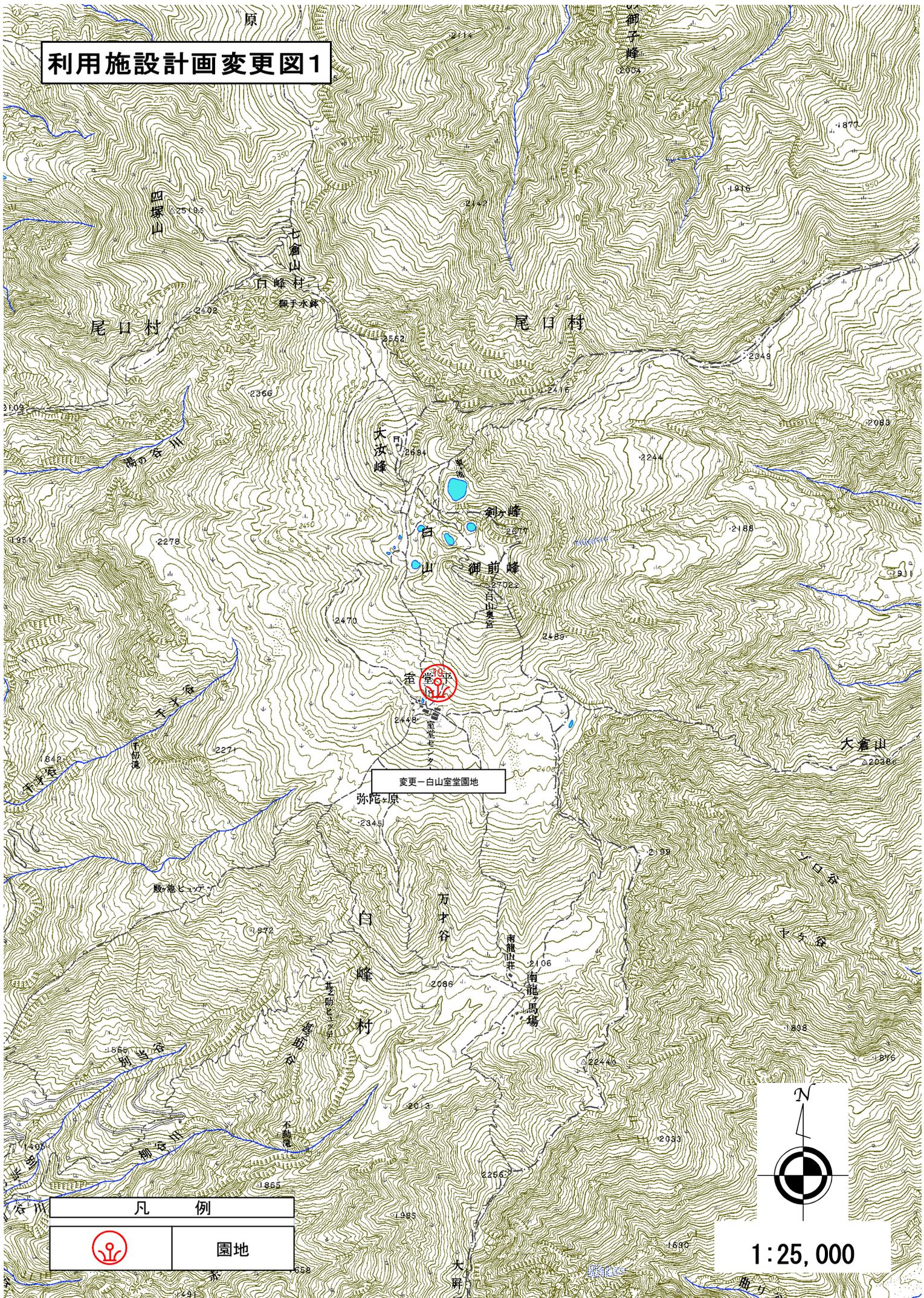
道路一覧		その他の施設	
番号	名称	番号	名称
1	東口白川橋	1	中央公園
2	新緑通	2	中央公園
3	白川橋	3	中央公園
4	大田川橋	4	中央公園
5	小田川橋	5	中央公園
6	石川橋	6	中央公園
7	石川橋	7	中央公園
8	石川橋	8	中央公園
9	石川橋	9	中央公園
10	石川橋	10	中央公園
11	石川橋	11	中央公園
12	石川橋	12	中央公園
13	石川橋	13	中央公園
14	石川橋	14	中央公園
15	石川橋	15	中央公園
16	石川橋	16	中央公園
17	石川橋	17	中央公園
18	石川橋	18	中央公園
19	石川橋	19	中央公園
20	石川橋	20	中央公園
21	石川橋	21	中央公園
22	石川橋	22	中央公園
23	石川橋	23	中央公園
24	石川橋	24	中央公園
25	石川橋	25	中央公園
26	石川橋	26	中央公園
27	石川橋	27	中央公園
28	石川橋	28	中央公園
29	石川橋	29	中央公園
30	石川橋	30	中央公園
31	石川橋	31	中央公園
32	石川橋	32	中央公園
33	石川橋	33	中央公園
34	石川橋	34	中央公園
35	石川橋	35	中央公園
36	石川橋	36	中央公園
37	石川橋	37	中央公園
38	石川橋	38	中央公園
39	石川橋	39	中央公園
40	石川橋	40	中央公園
41	石川橋	41	中央公園
42	石川橋	42	中央公園
43	石川橋	43	中央公園
44	石川橋	44	中央公園
45	石川橋	45	中央公園
46	石川橋	46	中央公園
47	石川橋	47	中央公園
48	石川橋	48	中央公園
49	石川橋	49	中央公園
50	石川橋	50	中央公園
51	石川橋	51	中央公園
52	石川橋	52	中央公園
53	石川橋	53	中央公園
54	石川橋	54	中央公園
55	石川橋	55	中央公園
56	石川橋	56	中央公園
57	石川橋	57	中央公園
58	石川橋	58	中央公園
59	石川橋	59	中央公園
60	石川橋	60	中央公園
61	石川橋	61	中央公園
62	石川橋	62	中央公園
63	石川橋	63	中央公園
64	石川橋	64	中央公園
65	石川橋	65	中央公園
66	石川橋	66	中央公園
67	石川橋	67	中央公園
68	石川橋	68	中央公園
69	石川橋	69	中央公園
70	石川橋	70	中央公園
71	石川橋	71	中央公園
72	石川橋	72	中央公園
73	石川橋	73	中央公園
74	石川橋	74	中央公園
75	石川橋	75	中央公園
76	石川橋	76	中央公園
77	石川橋	77	中央公園
78	石川橋	78	中央公園
79	石川橋	79	中央公園
80	石川橋	80	中央公園
81	石川橋	81	中央公園
82	石川橋	82	中央公園
83	石川橋	83	中央公園
84	石川橋	84	中央公園
85	石川橋	85	中央公園
86	石川橋	86	中央公園
87	石川橋	87	中央公園
88	石川橋	88	中央公園
89	石川橋	89	中央公園
90	石川橋	90	中央公園
91	石川橋	91	中央公園
92	石川橋	92	中央公園
93	石川橋	93	中央公園
94	石川橋	94	中央公園
95	石川橋	95	中央公園
96	石川橋	96	中央公園
97	石川橋	97	中央公園
98	石川橋	98	中央公園
99	石川橋	99	中央公園
100	石川橋	100	中央公園
101	石川橋	101	中央公園
102	石川橋	102	中央公園
103	石川橋	103	中央公園
104	石川橋	104	中央公園
105	石川橋	105	中央公園
106	石川橋	106	中央公園
107	石川橋	107	中央公園
108	石川橋	108	中央公園
109	石川橋	109	中央公園
110	石川橋	110	中央公園
111	石川橋	111	中央公園
112	石川橋	112	中央公園
113	石川橋	113	中央公園
114	石川橋	114	中央公園
115	石川橋	115	中央公園
116	石川橋	116	中央公園
117	石川橋	117	中央公園
118	石川橋	118	中央公園
119	石川橋	119	中央公園
120	石川橋	120	中央公園
121	石川橋	121	中央公園
122	石川橋	122	中央公園
123	石川橋	123	中央公園
124	石川橋	124	中央公園
125	石川橋	125	中央公園
126	石川橋	126	中央公園
127	石川橋	127	中央公園
128	石川橋	128	中央公園
129	石川橋	129	中央公園
130	石川橋	130	中央公園
131	石川橋	131	中央公園
132	石川橋	132	中央公園
133	石川橋	133	中央公園
134	石川橋	134	中央公園
135	石川橋	135	中央公園
136	石川橋	136	中央公園
137	石川橋	137	中央公園
138	石川橋	138	中央公園
139	石川橋	139	中央公園
140	石川橋	140	中央公園
141	石川橋	141	中央公園
142	石川橋	142	中央公園
143	石川橋	143	中央公園
144	石川橋	144	中央公園
145	石川橋	145	中央公園
146	石川橋	146	中央公園
147	石川橋	147	中央公園
148	石川橋	148	中央公園
149	石川橋	149	中央公園
150	石川橋	150	中央公園
151	石川橋	151	中央公園
152	石川橋	152	中央公園
153	石川橋	153	中央公園
154	石川橋	154	中央公園
155	石川橋	155	中央公園
156	石川橋	156	中央公園
157	石川橋	157	中央公園
158	石川橋	158	中央公園
159	石川橋	159	中央公園
160	石川橋	160	中央公園
161	石川橋	161	中央公園
162	石川橋	162	中央公園
163	石川橋	163	中央公園
164	石川橋	164	中央公園
165	石川橋	165	中央公園
166	石川橋	166	中央公園
167	石川橋	167	中央公園
168	石川橋	168	中央公園
169	石川橋	169	中央公園
170	石川橋	170	中央公園
171	石川橋	171	中央公園
172	石川橋	172	中央公園
173	石川橋	173	中央公園
174	石川橋	174	中央公園
175	石川橋	175	中央公園
176	石川橋	176	中央公園
177	石川橋	177	中央公園
178	石川橋	178	中央公園
179	石川橋	179	中央公園
180	石川橋	180	中央公園
181	石川橋	181	中央公園
182	石川橋	182	中央公園
183	石川橋	183	中央公園
184	石川橋	184	中央公園
185	石川橋	185	中央公園
186	石川橋	186	中央公園
187	石川橋	187	中央公園
188	石川橋	188	中央公園
189	石川橋	189	中央公園
190	石川橋	190	中央公園
191	石川橋	191	中央公園
192	石川橋	192	中央公園
193	石川橋	193	中央公園
194	石川橋	194	中央公園
195	石川橋	195	中央公園
196	石川橋	196	中央公園
197	石川橋	197	中央公園
198	石川橋	198	中央公園
199	石川橋	199	中央公園
200	石川橋	200	中央公園



保護計画凡例	
[Yellow outline]	公園区域
[Orange outline]	特別保護地区
[Purple outline]	第1種特別地域
[Red outline]	第2種特別地域
[Green outline]	第3種特別地域
[Green circle]	植生復元施設

利用計画凡例	
[Red circle]	集団施設地区
[Red square]	宿舎
[Red triangle]	野営場
[Red diamond]	園地
[Red hexagon]	排水施設
[Red octagon]	汚物処理施設
[Red star]	駐車場
[Red circle with dot]	博物館展示施設
[Red line]	車道
[Green line]	歩道

利用施設計画変更図1



利用施設計画変更図2



削除一岩屋俣谷園地

凡 例	
	園地

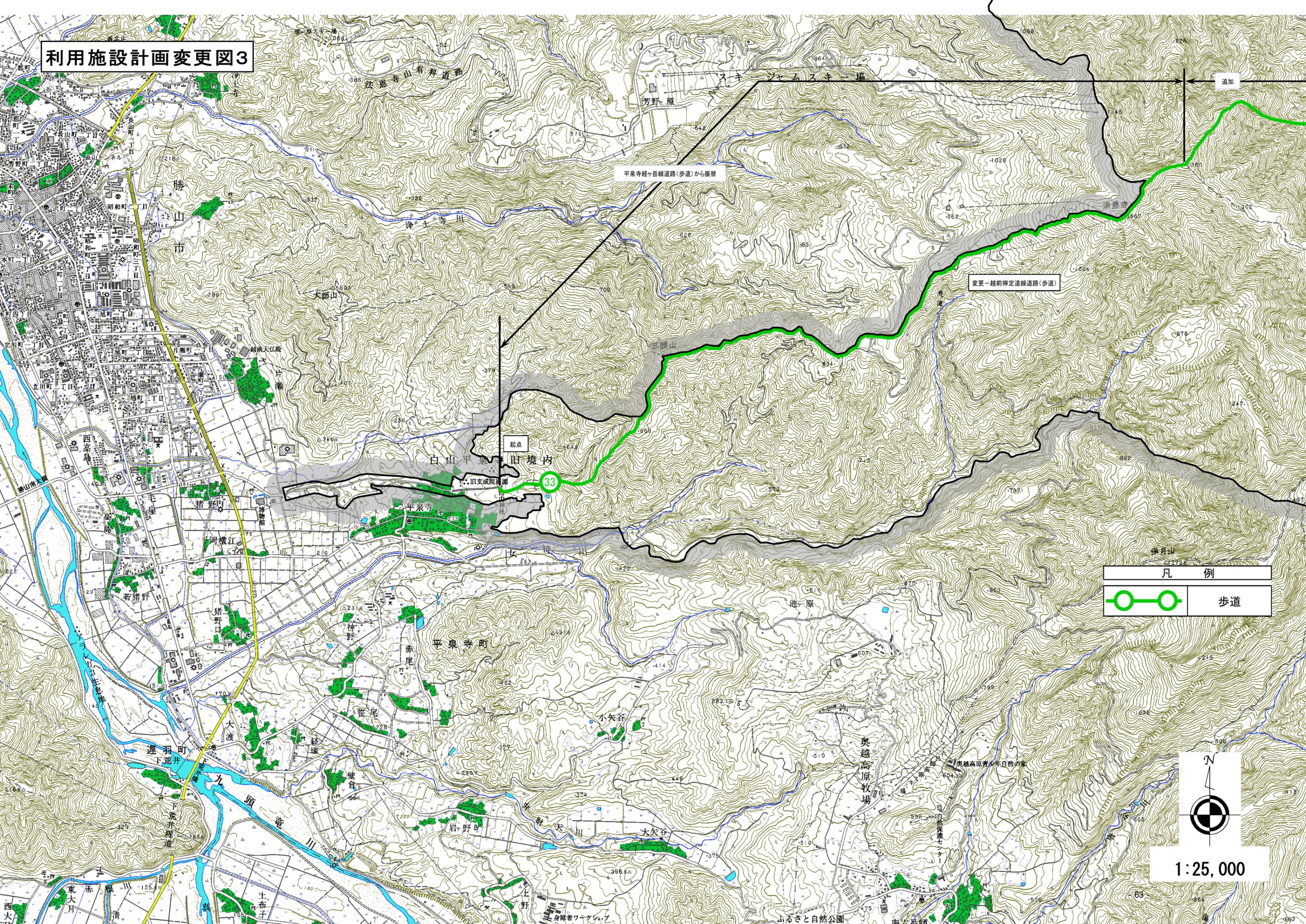


1:25,000

白 峰 村

61

利用施設計画変更図3



平泉寺経ヶ岳線道路(歩道)から振替

変更一越前禅定線道路(歩道)

追加

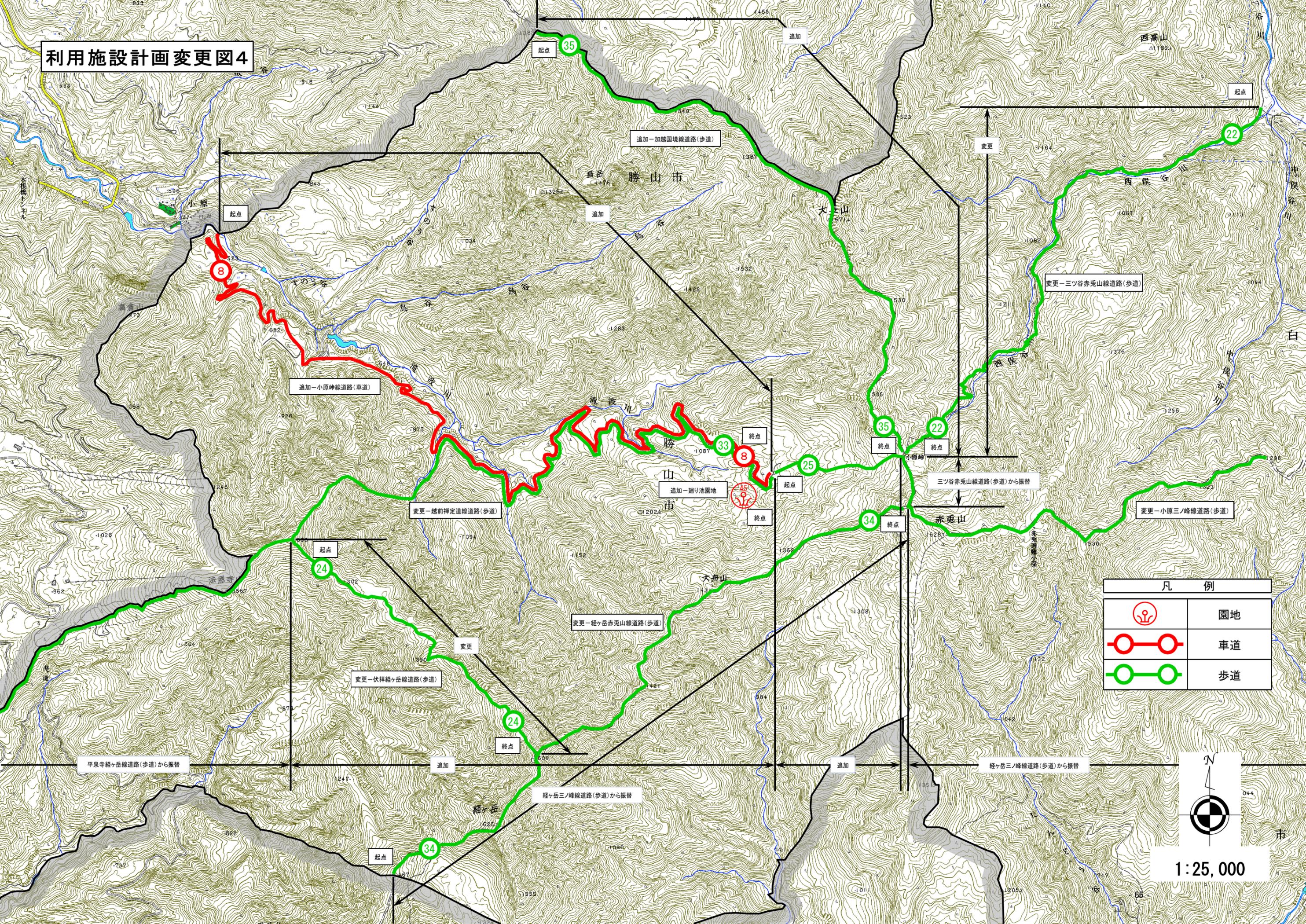
凡例

歩道



1:25,000

利用施設計画変更図4



起点

8

追加-小原峠線道路(車道)

起点

24

変更-越前禅定線道路(歩道)

24

終点

追加

追加-加越国境線道路(歩道)

33

8

追加-廻り池園地

終点

25

34

35

22

変更

変更-三ツ谷赤兎山線道路(歩道)

三ツ谷赤兎山線道路(歩道)から振替

赤兎山

変更-小原三ノ峰線道路(歩道)

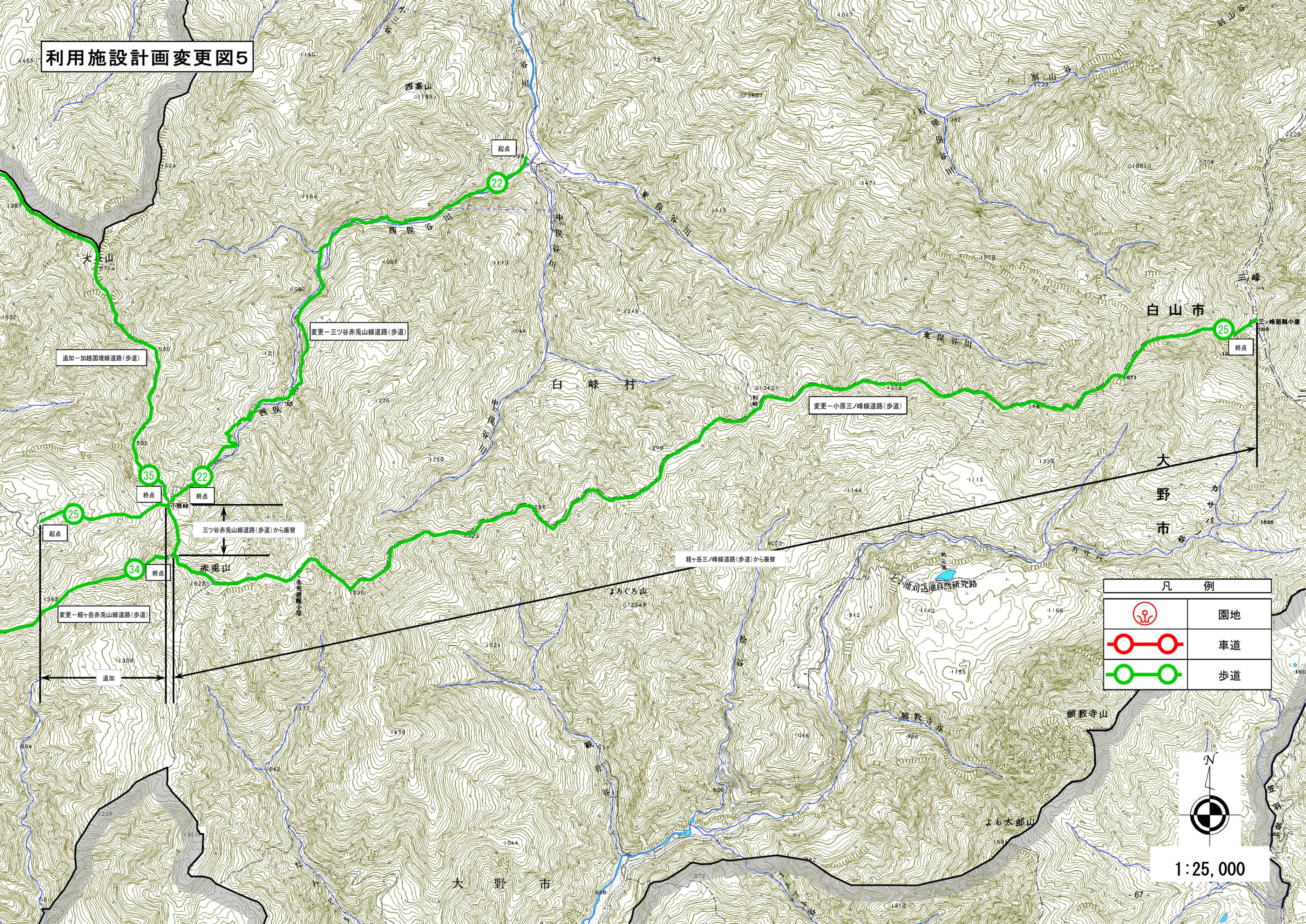
凡例

	園地
	車道
	歩道



1:25,000

利用施設計画変更図5



起点

終点

35

22

25

34

終点

終点

終点

三ツ谷赤兎山線道路(歩道)から振替

赤兎山

経ヶ岳三ノ峰線道路(歩道)から振替

変更一経ヶ岳赤兎山線道路(歩道)

変更一三ツ谷赤兎山線道路(歩道)

変更一小原三ノ峰線道路(歩道)

追加一加越国境線道路(歩道)

凡 例	
	園地
	車道
	歩道



1:25,000

大野市

白山市

大野市

大山

西高山

白峰村

まろくろ山

池刈込池自然研究路

願教寺山

よも太郎山

三峰

三峰遊覧小屋

カサバ

谷

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

池

4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において採取若しくは損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表14：指定植物)

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ	タカネスギカズラ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、エゾフユノハナワラビ（ヤマハナワラビを含む。）
オンダ	オクヤマワラビ、カラフトメンマ
シンガシラ	ミヤマシシガシラ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ホンドミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	マルバギシギシ（ジンヨウスイバ）、イブキトラノオ、ハルトラノオ、ムカゴトラノオ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	シナノナデシコ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む。）、センジュガンピ、タカネツメクサ、エゾフスマ（シラオイハコベ）、イワツメクサ
モクレン	オオヤマレンゲ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハクサントリカブト、ホソバトリカブト、ハクサンイチゲ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ（エンコウソウを含む。）、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン（コシジオウレン）、ツクモグサ、ミヤマキンポウゲ、モミジカラマツ、シナノキンバイ
メギ	サンカヨウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	カントウカンアオイ（カンアオイ）
オトギリソウ	イワオトギリ（ハイオトギリ）、ミヤマオトギリ（シナノオトギリ）
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、ナガバノモウセンゴケ
アブラナ	ミヤマタネツケバナ（ミネガラシ）
ベンケイソウ	イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ヒメウメバチソウ、ヤワタソウ、エゾスグリ、シコタンソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ

科名	種名
バラ	チョウノスケソウ、シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、ノウゴウイチゴ、チングルマ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ（チシマザクラを含む。）、タカネイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、カライトソウ（ユキクラトウウチソウを含む。）、タカネトウウチソウ（ケトウウチソウを含む。)
マメ	タイツリオオギ、シロウマオオギ、イワオオギ、オヤマノエンドウ
フウロソウ	ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、オオバキスマレ、ミヤマスマレ
アカバナ	アシボソアカバナ、ミヤマアカバナ、シロウマアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、イブキゼリ、ハクサンボウフウ、オオカサモチ（オニカサモチ）、シラネニンジン
イワウメ	イワウメ、イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	シャクジョウソウ、ギンリョウソウ
ツツジ	コメバツガザクラ、イワヒゲ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク（ツリガネツツジを含む。）、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ（オオツガザクラ）、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ（シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。）、サイコクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、マルバウスゴ（ナンブクロウスゴ）、クロマメノキ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ハクサンコザクラ（ナンキンコザクラ）、オオサクラソウ、ユキワリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、タテヤマリンドウ、シロウマリンドウ（タカネリンドウ）、イワイチョウ
シソ	タテヤマウツボグサ、アキギリ（オオアキギリ）、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む。)
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ヨツバシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ、クガイソウ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
ハマウツボ	オニク
タヌキモ	ムシトリスマレ、ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
オオバコ	ハクサンオオバコ

科名	種名
スイカズラ	リンネソウ、コウグイスカグラ、オオヒョウタンボク
オミナエシ	コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)
マツムシソウ	マツムシソウ、タカネマツムシソウ
キキョウ	ヒメシャジン、ハクサンシャジン (タカネツリガネニンジン)、 イワギキョウ、ヤマホタルブクロ
キク	タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ)、チョウジギク、ウサギギク (エゾウサギギクを含む。)、アサギリソウ、タカネヨモギ、カニコウモリ、 イワインチン (オオイワインチン)、イワギク、 タテヤマアザミ、オニオオノアザミ、カガノアザミ、ハクサンアザミ、フ ジアザミ、ミヤマアズマギク、ミヤマコウゾリナ、オタカラコウ、クロト ウヒレン、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク) (キリガミネアキノキ リンソウを含む。)、ミヤマタンポポ (タテヤマタンポポ)
ユリ	ネバリノギラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ (ゼン テイカ)、イワギボウシ、クルマユリ、キヌガサソウ、ヒロハユキザサ、 オオバタケシマラン、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、イワショ ウブ、ヒメイワショウブ、エンレイソウ、タカネアオヤギソウ、コバイケ イソウ (ウラゲコバイケイを含む。)
ヒナノシャクジ ョウ	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ
イグサ	ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、クモマスズメノヒエ
イネ	エゾヌカボ、タカネコウボウ、チイサンウシノケグサ、ミヤマドジョウツ ナギ、ミヤマアワガエリ、ハクサンイチゴツナギ、ミヤマイチゴツナギ (タ カネイチゴツナギ)
サトイモ	ミズバショウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、ヒラギシスゲ、ヒメカワズスゲ、ハクサンスゲ、 イトキンスゲ、ダケスゲ、キンスゲ、アシボソスゲ (シロウマスゲ)、イ ワスゲ、クモマシバスゲ、ミヤマホタルイ
ラン	イワチドリ、ホテИАツモリソウ、キバナノアツモリソウ、セッコク、コ イチウラン、オニノヤガラ、テガタチドリ (チドリソウ)、フタバラン (コ フタバラン)、フウラン、サカネラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサ ンチドリを含む。)、ウチョウラン、ニョホウチドリ、タカネトンボ、ヤ マサギソウ、タカネサギソウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、トキノ ウ、トンボソウ、ショウキラン

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和37年11月12日 (厚生省告示第394号)

区域指定

昭和53年3月22日 (環境庁告示第7号)

区域変更 (再検討)

イ 保護計画

昭和37年11月12日 (厚生省告示第397号～398号)

特別地域及び特別保護地区の指定

昭和39年2月28日 (厚生省告示第67号)

特別保護地区の追加

昭和53年3月22日 (環境庁告示第9号)

特別地域及び特別保護地区の全般的な見直し (再検討)

昭和61年9月12日 (環境庁告示第34号)

特別地域の一部変更 (点検1)

ウ 事業計画

昭和37年11月12日 (厚生省告示第396号)

全体計画の決定

(以降逐次追加)

昭和53年3月22日 (環境庁告示第8号)

利用計画の全般的な見直し (再検討)

昭和61年9月12日 (環境庁告示第35号及び36号)

集団施設地区の区域等の指定及び削除並びに計画の追加、

削除及び変更 (点検1)

平成7年12月22日 (環境庁告示第92号)

集団施設地区の変更及び計画の追加

平成21年10月28日 (環境省告示第50号)

計画の追加、削除及び変更 (点検2)

平成22年12月17日 (環境省告示第126号)

生態系維持回復計画の追加

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表15：公園区域表)

県名	区 域	面積(ha)	
富山県	南砺市内 国有林富山森林管理署 307林班から311林班までの全部及び312林班の一部 南砺市 西赤尾町及び桂の各一部	2,742	
		小計	2,742
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署 3林班、5林班から18林班まで、20林班から22林班まで、24-1林班から27-2林班まで、34林班から39林班まで、47林班から55林班まで、63林班から67林班まで、1014林班から1022林班まで、1030林班、1044林班から1047林班まで及び1052林班の全部並びに4林班、23林班、33林班、1010林班から1011林班まで、1013林班、1023林班及び1026林班の各一部 白山市 中宮、尾添及び白峰の各一部	25,735	
		小計	25,735
福井県	大野市内 国有林福井森林管理署 1006林班から1010林班までの全部並びに1003林班の一部 大野市 上打波の一部	3,967	

県名	区 域	面積(ha)	
福井県	勝山市内 国有林福井森林管理署 1042林班から1046林班までの全部		
	勝山市 北谷町及び平泉寺町の各一部	3,439	
		小計	7,406
岐阜県	郡上市 西洞及び石徹白の各一部	1,219	
	高山市内 国有林飛騨森林管理署 4179林班及び4191林班から4197林班までの全部並び に4170林班、4174林班から4175林班まで、4177林班 から4178林班まで、4183林班から4184林班 まで及び4188林班から4190林班までの各一部	2,301	
	大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4335林班、4344林班から4360林班まで、4362林班及 び4367林班から4380林班までの全部並びに4334林班、 4336林班、4343林班、4361林班及び4366林班の各一 部		
	大野郡白川村 平瀬の一部	10,497	
		小計	14,017
合 計			49,900

(4) 保護計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表16：特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)	
富山県	南砺市内 国有林富山森林管理署 307林班から311林班までの全部及び312林班の一部 南砺市 西赤尾町及び桂の各一部	2,742	
		小計	2,742
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署 3林班、5林班から18林班まで、20林班から22林班まで、24-1林班から27-2林班まで、34林班から39林班まで、47林班から55林班まで、63林班から67林班まで、1014林班から1022林班まで、1030林班、1044林班から1047林班まで及び1052林班の全部並びに4林班、23林班、33林班、1010林班から1011林班まで、1013林班、1023林班及び1026林班の各一部 白山市 中宮、尾添及び白峰の各一部	25,735	
		小計	25,735
福井県	大野市内 国有林福井森林管理署 1006林班から1010林班までの全部並びに1003林班の一部 大野市 上打波の一部	3,967	

県名	区 域	面積(ha)	
福井県	勝山市内 国有林福井森林管理署 1042林班から1046林班までの全部		
	勝山市 北谷町及び平泉寺町の各一部	3,439	
		小計	7,406
岐阜県	郡上市 西洞及び石徹白の各一部	1,219	
	高山市内 国有林飛騨森林管理署 4179林班及び4191林班から4197林班までの全部並び に4170林班、4174林班から4175林班まで、4177林班 から4178林班まで、4183林班から4184林班 まで及び4188林班から4190林班までの各一部	2,301	
	大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4335林班、4344林班から4360林班まで、4362林班 及び4367林班から4380林班までの全部並びに4334林 班、4336林班、4343林班、4361林班及び4366林班の 各一部		
	大野郡白川村 平瀬の一部	10,497	
		小計	14,017
合 計			49,900

a 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表17：特別保護地区総括表)

県名	区 域	面積 (ha)	
富山県	南砺市内 国有林富山森林管理署 307林班の一部	138	
		小計	138
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署 24-2林班から27-2林班まで、66-1林班から67林班 までの全部並びに7林班から9林班まで、11林班か ら18林班まで、21林班から24-1林班まで、35林班、 36-2林班、37-2林班、38-2林班から39林班まで 及び64林班～65林班の各一部 白山市 中宮、尾添及び白峰の各一部	9,808	
		小計	9,808
福井県	大野市 上打波の一部	220	
		小計	220
岐阜県	郡上市 石徹白の一部	318	
	高山市内 国有林飛騨森林管理署 4194林班及び4197林班の全部並びに4191林班から 4193林班まで及び4195林班から4196林班までの各一 部	1,444	

県名	区 域	面積(ha)	
岐阜県	大野郡白川村内 国有林飛驒森林管理署 4347林班から4350林班まで、4352林班及び4357林班 の全部並びに4344林班から4346林班まで、4351林班、 4353林班から4356林班まで、4358林班から4359林班 まで、4366林班から4372林班まで及び4374林班から 4380林班までの各一部	5,932	
		小計	7,694
合 計		17,860	

(表18：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
大笠山～ 妙法山稜線部	<p>富山県南砺市内 国有林富山森林管理署 307林班の一部</p> <p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 7林班から9林班まで、11林班から14林班まで、18林班及び64林班の各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4371林班から4372林班まで及び4374林班から4380林班までの各一部</p>
白山中央部	<p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 24-2林班から27-2林班まで、66-1林班から67林班までの全部並びに15林班から17林班まで、21林班から24-1林班まで、35林班、36-2林班、37-2林班、38-2林班から39林班まで及び65林班の各一部</p> <p>石川県白山市 中宮、尾添及び白峰の各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4347林班から4350林班まで、4352林班及び4357林班の全部並びに4344林班から4346林班まで、4351林班、4353林班から4356林班まで、4358林班から4359林班まで及び4366林班から4370林班までの各一部</p>
三ノ峰以南稜線部	<p>福井県大野市 上打波の一部</p> <p>岐阜県郡上市 石徹白の一部</p>

地区の概要	面積 (ha)
<p>大笠山から笈ヶ岳、瓢箪山、三方岩岳を経て妙法山へ至る山稜線を中心とした地域で、オオシラビソ、コメツガ、ヒメコマツ等からなる亜高山帯性針葉樹林及びブナ天然林を中心とする植生である。</p> <p>また、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類の他、イヌワシ等の猛禽類が生息している。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	2,803
<p>白山山頂を中心とした地域で、オオシラビソ、ダケカンバ、ブナ天然林を中心とする植生で、高山部には、クロユリ、コバイケイソウ、ハクサンフウロ、ハクサンイチゲ等の高山植物群落が見られる。</p> <p>また、翠ヶ池、紺屋ヶ池、千蛇ヶ池等の新白山火山の火口と言われる火口湖や、岩間の噴泉塔群等の火山景観が見られる。</p> <p>また、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類の他、イヌワシ等の猛禽類が生息している。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	13,613
<p>白山の南山稜線を中心とする地域で、ブナ天然林を中心とする植生で、三ノ峰山頂部の一部には高山植物群落が見られる。</p> <p>厳正な景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	

名 称	区 域
三ノ峰以南稜線部	岐阜県高山市内 国有林飛騨森林管理署 4194林班及び4197林班の全部並びに4191林班から4193林班まで及び 4195林班から4196林班までの各一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
	1,444
計	17,860

b 第1種特別地域

特別地域のうち、次の区域を第1種特別地域とする。

(表19：第1種特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)	
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署 8林班、20林班、22林班及び1044林班から1046林班 までの各一部		
	白山市 中宮の一部	2,202	
		小計	2,202
福井県	大野市 上打波の一部	380	
		小計	380
合 計		2,582	

(表20：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
中宮周辺地区	石川県白山市内 国有林石川森林管理署 8林班及び1044林班から1046林班までの各一部 石川県白山市 中宮の一部
鳴谷山周辺地区	石川県白山市内 国有林石川森林管理署 20林班及び22林班の各一部
刈込池周辺地区	福井県大野市 上打波の一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>尾口白川線道路（車道）の北部及び湯谷頭の山麓部で、ブナ林及びダケカンバ林を主とする地域である。</p> <p>優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	1,913
<p>鳴谷山東部（目附谷上流）の鳴谷、目附谷の溪谷を中心とした山麓で、ブナ林及びダケカンバ林を主とする地域である。</p> <p>優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	289
<p>刈込池から願教寺山に至る山麓部でブナ林を主とする地域である。</p> <p>優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	380
計	2,582

c 第2種特別地域

特別地域のうち、次の区域を第2種特別地域とする。

(表21：第2種特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)	
富山県	南砺市内 国有林富山森林管理署 308林班から310林班までの全部並びに307林班及び 312林班の各一部 南砺市 西赤尾町及び桂の各一部	1,023	
		小計	1,023
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署 48林班から52-2林班まで、53-2林班及び54-2林班 の各一部 白山市 中宮、尾添及び白峰の各一部	1,174	
		小計	1,174
福井県	大野市内 国有林福井森林管理署 1007林班から1009林班までの各一部 大野市 上打波の一部	1,430	
	勝山市内 国有林福井森林管理署 1042林班から1045林班までの各一部		

県名	区 域	面積(ha)	
福井県	勝山市 北谷町及び平泉寺町の各一部	805	
		小計	2,235
岐阜県	郡上市 西洞及び石徹白の各一部	161	
	高山市内 国有林飛騨森林管理署 4170林班、4174林班から4175林班まで、4177林班から4179林班まで、4183林班から4184林班まで、4188林班から4193林班まで及び4195林班から4196林班までの各一部	689	
	大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4373林班の全部並びに4334林班から4336林班まで、4344林班から4346林班まで、4351林班、4353林班から4355林班まで、4358林班から4360林班まで、4362林班、4367林班から4372林班まで班及び4374林班から4380林班までの各一部 大野郡白川村 平瀬の一部	3,118	
		小計	3,968
合 計		8,400	

(表22：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
白山北東地区	<p>富山県南砺市内 国有林富山森林管理署 308林班から310林班までの全部並びに307林班及び312林班の各一部</p> <p>富山県南砺市 西赤尾町及び桂の各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4373林班の全部並びに4346林班、4351林班、4362林班、4367林班から 4372林班まで及び4374林班から4380林班までの各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村 平瀬の一部</p>
中宮周辺地区	<p>石川県白山市 中宮及び尾添の各一部</p>
大白川周辺地区	<p>岐阜県大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4334林班から4336林班まで、4344林班から4345林班まで、4353林班か ら4355林班まで及び4358林班から4360林班までの各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村 平瀬の一部</p>
白峰～市ノ瀬地区	<p>石川県白山市 白峰の一部</p>

地区の概要	面積 (ha)
<p>国立公園の北東部に位置するブナ林を主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>3,233</p>
<p>尾口白川線道路（車道）沿線、中ノ川左岸の山麓でブナ及びミズナラを主とする山林であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>362</p>
<p>大白川沿い及び白水湖北部、東部のブナ、トチノキ及びミズナラを主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>908</p>
<p>市ノ瀬線道路（車道）沿線でブナ及びミズナラを主とする地域であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>578</p>

名 称	区 域
小原地区	<p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 48林班から49林班までの各一部</p> <p>福井県大野市内 国有林福井森林管理署 1007林班から1008林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市内 国有林福井森林管理署 1042林班から1045林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市 北谷町及び平泉寺町の各一部</p>
刈込池周辺地区	<p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 49林班から52-2 林班まで、53-2 林班及び54-2 林班の各一部</p> <p>福井県大野市内 国有林福井森林管理署 1007林班から1009林班までの各一部</p> <p>福井県大野市 上打波の一部</p>

地区の概要	面積 (ha)
<p>取立山から大長山、赤兎山、大舟山、法恩寺山等の稜線に囲まれ、ブナやミズナラを主とする地域である。越前禅定道線道路（歩道）、小原峠線道路（車道）が通り、福井県下で最大規模のリュウキンカ群落が見られる湿地がある。自然林及び歩道、車道等の利用施設沿線の良好な風致の維持を図る必要性の高い地域である。</p>	<p>934</p>
<p>赤兎山から三ノ峰へ至る山稜線及び刈込池の周辺山麓でブナを主とする山林であり、赤兎山周辺には湿原も点在する。</p> <p>良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>1,535</p>

名 称	区 域
白山南東地区	岐阜県高山市内 国有林飛騨森林管理署 4170林班、4174林班から4175林班まで、4177林班から4179林班まで、 4183林班から4184林班まで、4188林班から4193林班まで及び4195 林班から4196林班までの各一部 岐阜県郡上市 西洞及び石徹白の各一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>国立公園の南東部に位置するブナ林を主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	850
計	8,400

d 第3種特別地域

特別地域のうち、次の区域を第3種特別地域とする。

(表23：第3種特別地域総括表)

県名	区 域	面積(ha)	
富山県	南砺市内 国有林富山森林管理署 311林班の全部及び312林班の一部	1,581	
	南砺市 桂の一部		
		小計	1,581
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署 3林班、5林班から6林班まで、10林班、34林班、 36-1林班、37-1林班、38-1林班、47林班、53-1 林班、54-1林班、55林班、63林班、1014林班から10 22林班まで、1030林班、1047林班及び1052林班の全 部並びに4林班、7林班から9林班まで、11林班か ら18林班まで、20林班から21林班まで、23林班から 24-1林班まで、33林班、35林班、36-2林班、37-2 林班、38-2林班から39林班まで、48林班から52-2 林班まで、53-2林班、54-2林班、64林班から65林 班まで、1010林班から1011林班まで、1013林班、 1023林班、1026林班及び1044林班から1046林班まで の各一部	12,551	
	白山市 中宮及び白峰の各一部		
		小計	12,551
福井県	大野市内 国有林福井森林管理署 1006林班及び1010林班の全部並びに1003林班及び100 7林班から1009林班までの各一部		

県名	区 域	面積(ha)	
福井県	大野市 上打波の一部	1,937	
	勝山市内 国有林福井森林管理署 1046林班の全部及び1042林班から1045林班までの 各一部 勝山市 北谷町及び平泉寺町の各一部	2,634	
		小計	4,571
岐阜県	郡上市 石徹白の一部	740	
	高山市内 国有林飛騨森林管理署 4178林班から4179林班までの各一部	168	
	大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4334林班から4336林班まで、4343林班、4356林班 及び4358林班から4362林班までの各一部 大野郡白川村 平瀬の一部	1,447	
		小計	2,355
合 計		21,058	

(表24：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
白山北部	<p>富山県南砺市内 国有林富山森林管理署 311林班の全部及び312林班の一部</p> <p>富山県南砺市 桂の一部</p> <p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 3林班、5林班から6林班まで、10林班、63林班、1014林班から1019林班まで及び1047林班の全部並びに4林班、7林班から9林班まで、11林班から12林班まで、14林班から18林班まで、64林班から65林班まで、1010林班から1011林班まで、1013林班及び1044林班から1046林班までの各一部</p>
白山東部	<p>岐阜県大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4334林班から4336林班まで、4343林班、4356林班及び4358林班から4362林班までの各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村 平瀬の一部</p>
白山西部	<p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 34林班、36-1林班、37-1林班、38-1林班、47林班、53-1林班、54-1林班、55林班、1020林班から1022林班まで、1030林班及び1052林班の全部並びに13林班、20林班から21林班まで、23林班から24-1林班まで、33林班、35林班、36-2林班、37-2林班、38-2林班から39林班まで、48林班から52-2林班まで、53-2林班、54-2林班、1023林班及び1026林班の各一部</p> <p>石川県白山市 中宮及び白峰の各一部</p>

地区の概要	面積 (ha)
<p>桂湖西側山麓、大笠山・笈ヶ岳の西側山麓及び三方岩岳・妙法山の西側山麓でブナ及びダケカンバを主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>5,407</p>
<p>大白川沿いのブナ、トチノキ及びミズナラを主とする山林であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>1,447</p>
<p>国立公園の東部に位置する山林で、ブナ、ダケカンバ及びミズナラを主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>8,725</p>

名 称	区 域
白山南西部	<p>福井県勝山市内 国有林福井森林管理署 1046林班の全部及び1042林班から1045林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市 北谷町及び平泉寺町の各一部</p> <p>福井県大野市内 国有林福井森林管理署 1006林班及び1010林班の全部並びに1003林班及び1007林班から1009林班までの各一部</p> <p>福井県大野市 上打波の一部</p>
白山南東部	<p>岐阜県高山市内 国有林飛騨森林管理署 4178林班から4179林班までの各一部</p> <p>岐阜県郡上市 石徹白の一部</p>
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>国立公園の南西部に位置する山林で、ブナ及びミズナラを主とする山林であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>4,571</p>
<p>国立公園の南東部に位置する山林で、ブナ及びダケカンバを主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>908</p>
<p>計</p>	<p>21,058</p>

(イ) 面積内訳

a 地域地区別土地所有別面積

(表25：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地 域					
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域		
土地所有別		国	公	私	国	公	私
富 山 県	土地所有別面積	138	—	—	—	—	—
	地種区分別面積				—		
	地域地区別面積	138					
	地域別面積						
石 川 県	土地所有別面積	6,496	1,041	2,271	745	1,457	—
	地種区分別面積				2,202		
	地域地区別面積	9,808					
	地域別面積						
福 井 県	土地所有別面積	—	—	220	—	36	344
	地種区分別面積				380		
	地域地区別面積	220					
	地域別面積						
岐 阜 県	土地所有別面積	7,376	318	—	—	—	—
	地種区分別面積	7,694			—		
	地域地区別面積						
	地域別面積						
合 計	土地所有別面積	14,010	1,359	2,491	745	1,493	344
	地種区分別面積 (比率)	17,860			2,582 (5.2)		
	地域地区別面積 (比率)	(35.8)					
	地域別面積 (比率)						

(単位：面積ha、比率%)

特 別 地 域						合 計		
第 2 種特別地域			第 3 種特別地域			(陸域)		
国	公	私	国	公	私	国	公	私
971	—	52	448	1,128	5	1,557	1,128	57
1,023		1,581						
2,604								
2,742						2,742		
234	227	713	9,255	—	3,296	16,730	2,725	6,280
1,174		12,551						
15,927								
25,735						25,735		
157	—	2,078	967	—	3,604	1,124	36	6,246
2,235		4,571						
7,186								
7,406						7,406		
3,550	198	220	1,547	666	142	12,473	1,182	362
3,968		2,355						
6,323								
14,017						14,017		
4,912	425	3,063	12,217	1,794	7,047	31,884	5,071	12,945
8,400		21,058						
(16.8)		(42.2)						
32,040								
(64.2)								
49,900						49,900		
(100)						(100)		

b 地域地区別市町村別面積

(表26：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積ha)

地域地区 市町村名		特別地域					合計 (陸域) (A)	
		特保	第1種	第2種	第3種	小計		
富山県	南砺市	138	0	1,023	1,581	2,742	2,742	
	小計	138	0	1,023	1,581	2,742	2,742	
石川県	白山市	9,808	2,202	1,174	12,551	25,735	25,735	
	小計	9,808	2,202	1,174	12,551	25,735	25,735	
福井県	大野市	220	380	1,430	1,937	3,967	3,967	
	勝山市	0	0	805	2,634	3,439	3,439	
	小計	220	380	2,235	4,571	7,406	7,406	
岐阜県	郡上市	318	0	161	740	1,219	1,219	
	高山市	1,444	0	689	168	2,301	2,301	
	大野郡	白川村	5,932	0	3,118	1,447	10,497	10,497
	小計	7,694	0	3,968	2,355	14,017	14,017	
合計		17,860	2,582	8,400	21,058	49,900	49,900	

(5) 事業計画

ア 保護施設計画

保護施設計画は、次のとおりとする。

(表27：保護施設計画表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	石川県白山市（別当出合大汝峰）

整 備 方 針	備 考
<p>別当出合から白山頂上部に至る主要登山道沿線の自然植生を保護するため、利用により生ずる歩道以外の裸地の植生を復元するとともに、裸地化を未然に防止する。</p>	<p>昭53. 3. 22告示</p>

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区は、次のとおりとする。

(表28：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	中宮温泉	石川県白山市中宮の一部	本公園北部の利用拠点であるため、自然探勝、登山及び温泉利用を主とする総合的な利用基地として整備を図るとともに、白山自然保護センターを中心施設として、自然教育活動施設の充実を図る。

地割及び 基盤施設	整備方針			面積 (ha)
宿泊施設区	既存宿舎の改良を主体とした整備を図る。収容力は500人程度とする。			15.1
野営施設区	フリーテントサイトを主体としたキャンプ場として整備する。収容力は100人程度とする。			21.1
自然探勝区	自然観察、自然探勝を目的とした自然観察路、解説板等を整備する。			68.5
休養園地区	散策、休憩を主体とした多目的広場を整備する。			10.3
公共施設区	本集団施設地区の導入部であるので、駐車場、休憩所等を整備する。			1.4
教化施設区	白山自然保護センター中宮展示館の拡充整備を図るとともに、それを中心施設とし自然観察及び野生動物とのふれあいを目的とした、自然観察路、解説板等を整備する。			41.0
管理施設区	汚物処理等の施設の整備を図る。			2.7
面積計	国有地	公有地	私有地	
	16.7	119.6	23.8	
				160.1

番号	名称	区 域	計 画 目 標
2	市ノ瀬	<p>石川県白山市白峰内 国有林石川森林 管理署55林班の 一部</p> <p>石川県白山市白峰の一 部</p>	<p>当地区は本公園の中央部の西端近くに位置し、ブナをはじめとする自然林に覆われた白山南西山麓の谷間にあつて、白山最大の登山基地であるとともに、温泉保養、自然探勝等の利用拠点となっている。</p> <p>この恵まれた環境を活かし、白山の適切な登山利用及び質の高い自然とのふれあいのための拠点として各種施設を整備するとともに、別当出合方面へのマイカーを規制するための乗り換え地点の機能を考慮して計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針			面積 (ha)
市ノ瀬 整備計画区	<p>当整備計画区の中央部には地域周辺の自然環境及び登山利用等に関する情報拠点として博物展示施設の整備を図るとともに、園地、バスターミナル及び駐車場等の整備を図る。</p> <p>牛首川河岸沿いにおいては滞在型の自然探勝利用を推進するため、野営場、園地等の整備を図る。また、駐車場としても利用可能な多目的園地の整備を図る。</p>			17.2
岩屋俣谷 整備計画区	<p>隣接する岩屋俣谷園地を廃止し、集団施設地区に編入することで、市ノ瀬整備計画区の利用施設と一体的な利用が図れるようにするとともに、主に自然探勝及び白山の眺望を目的とした園地として整備する。</p>			77.4
面積計	国有地	公有地	私有地	
	74.4	7.2	13.0	
				94.6

(イ) 単独施設

単独施設地区は、次のとおりとする。

(表29：単独施設表)

番号	種類	位置
3	園地	富山県南砺市（桂）
4	園地	石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村（三方岩岳）
5	園地	石川県白山市（瓢箪谷上）
6	園地	石川県白山市（瓢箪谷下）
7	園地	石川県白山市（蛇谷）
10	園地	石川県白山市（新岩間温泉）
11	宿舎	石川県白山市（新岩間温泉）
12	園地	石川県白山市（岩間温泉）
13	園地	石川県白山市（噴泉塔）
15	野営場	岐阜県大野郡白川村（大白川）
16	宿舎	岐阜県大野郡白川村（大白川）
17	園地	岐阜県大野郡白川村（大白川）

整備方針	備考
一般利用者を対象とした探勝、休憩園地とし、駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
登山利用者及び尾口白川線車道の一般利用者を対象とする休憩、展望のための園地とし、駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
尾口白川線車道の利用者を対象とする休憩、展望のための園地とし、小規模な路傍駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
尾口白川線車道の利用者を対象とする休憩、展望のための園地とし、小規模な路傍駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
蛇谷溪谷、姥ヶ滝等探勝のための休憩、展望園地とし、小規模な路傍駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
温泉利用者を対象とする散策園地とし、駐車場を付帯させる。	昭53. 3. 22告示
岩間噴泉塔及び新岩間道、岩間小桜平道登山の宿泊基地とするとともに、共同浴場を設け、温泉浴利用の拠点としての機能を存続させる。	昭53. 3. 22告示
岩間の噴泉塔探勝の休憩園地とする。	昭53. 3. 22告示
岩間の噴泉塔群探勝及び自然解説機能を有する地区とする。	昭53. 3. 22告示
登山利用者及び一般利用者を対象とする野営場としての機能を有する地区とし、駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
青少年層を対象とした林間学校的機能を有する地区とする。	昭53. 3. 22告示
登山利用者及び一般利用者を対象とする探勝、休憩、展望及び自然解説等の機能を有する地区とし、駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示

番号	種類	位置
18	宿舎	石川県白山市（白山室堂）
19	園地	石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村（白山室堂）
22	野営場	石川県白山市（南竜ヶ馬場）
23	園地	石川県白山市（南竜ヶ馬場）
24	宿舎	石川県白山市（南竜ヶ馬場）
25	排水施設	石川県白山市（南竜ヶ馬場）
28	園地	石川県白山市（三ツ谷）
30	園地	岐阜県郡上市（石徹白）
32	宿舎	福井県大野市（鳩ヶ湯）
33	園地	福井県大野市（鳩ヶ湯）
34	園地	福井県勝山市（平泉寺）
35	園地	石川県白山市（別当出合）
36	園地	福井県大野市（小池）

整 備 方 針	備 考
白山登山利用の宿泊基地としての機能を存続させるが、収容力の拡大は行わない。	昭53. 3. 22告示
登山利用者を対象とする散策、休憩、展望及び自然解説機能を有する地区とし、自然環境の保全に努める。	変 更
登山利用者を対象とする野営場としての機能を存続させるが、収容力の拡大は行わない。	昭53. 3. 22告示
宿泊及び野営利用者を対象とする自然解説を主体とする園地とする。	昭53. 3. 22告示
登山利用者を対象とし、白山室堂宿舎と同様山頂部における宿泊基地としての機能を有する地区とする。	昭53. 3. 22告示
南竜ヶ馬場周辺の自然植生を保護するため、雨水及び汚水进行处理する。	昭53. 3. 22告示
一般利用者及び登山利用者を対象とした自然探勝、散策及び自然解説機能を有する地区とする。	昭53. 3. 22告示
登山利用者及び一般利用者を対象とする休憩、散策機能を有す地区とし、駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
温泉浴利用者を対象とした宿泊基地としての機能を存続させる。	昭53. 3. 22告示
宿泊利用者を対象とした散策園地とする。	昭53. 3. 22告示
一般観光利用者を対象とした散策、休憩機能を存続させ駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
一般利用者及び登山利用者を対象とした散策、休憩のための園地とし、駐車場を設ける。	昭61. 9. 12告示
一般利用者及び登山利用者を対象とした散策、休憩のための園地として整備する。	昭61. 9. 12告示

番号	種 類	位 置
37	野営場	福井県大野市（小池）
38	駐車場	福井県大野市（小池）
39	園地	岐阜県郡上市（石徹白口）
40	博物展示施設	石川県白山市（白山室堂）
41	園地	石川県白山市（根倉谷）
43	野営場	富山県南砺市（桂）
44	博物展示施設	富山県南砺市（桂）
45	園地	福井県勝山市北谷町（廻り池）

整 備 方 針	備 考
一般利用者及び登山利用者を対象とした野営場として整備する。	昭61. 9. 12告示
登山利用及び小池周辺利用のための駐車場として整備する。	昭61. 9. 12告示
一般利用者を対象とした散策、休憩のための園地として整備する。	昭61. 9. 12告示
登山利用者を対象とする利用指導、自然教育等の拠点として整備する。	平7. 12. 22告示
山地性の湿性植物群落やシャクナゲ群落等を保全しつつ、それらの自然を活かした質の高い自然探勝の場を整備する。	平7. 12. 22告示
一般利用者を対象とした野営場として整備する。	平21. 10. 28告示
桂湖周辺の自然探勝、自然教育等の拠点として整備する。	平21. 10. 28告示
赤兎山及び大長山方面への登山の拠点となる園地として整備する。	新 規

(ウ) 道路

a 車道

車道は、次のとおりとする。

(表30：道路（車道）表)

番号	路線名	区間
1	尾口白川線	起点：石川県白山市（尾添・国立公園境界） 終点：石川県白山市（中宮温泉） 終点：岐阜県大野郡白川村（飯島・国立公園境界）
2	新岩間温泉線	起点：石川県白山市（尾添・国立公園境界） 終点：石川県白山市（新岩間温泉）
3	市ノ瀬線	起点：石川県白山市（風嵐・国立公園境界） 終点：石川県白山市（別当出合） 終点：石川県白山市（三ツ谷）
4	大白川線	起点：岐阜県大野郡白川村（平瀬・国立公園境界） 終点：岐阜県大野郡白川村（大白川）
5	小池線	起点：福井県大野市（上打波・国立公園境界） 終点：福井県大野市（小池）
6	石徹白線	起点：岐阜県郡上市（石徹白口・国立公園境界） 終点：岐阜県郡上市（石徹白大杉）
7	桂線	起点：富山県南砺市（桂・国立公園境界） 終点：富山県南砺市（桂）
8	小原峠線	起点：福井県勝山市（国立公園境界） 終点：福井県勝山市（廻り池）

主要経過地	整備方針	備考
	中宮温泉集団施設地区への到達車道及び本公園北部の石川、岐阜両県の連絡車道とする。	昭53. 3. 22告示
	新岩間温泉への到達車道とする。	平21. 10. 28告示
	市ノ瀬集団施設地区及び三ツ谷への到達道路とする。	昭53. 3. 22告示
	白水湖利用拠点への到達道路とし、沿線の展望を楽しめるよう配慮する。	昭53. 3. 22告示
	小池地区への到達道路とする。	昭53. 3. 22告示
	石徹白登山口及び石徹白園地への到達道路とする。	昭53. 3. 22告示
	桂登山口への到達車道とする。	昭53. 3. 22告示
	小原登山口へ到達する車道として整備する。	新規

b 歩道

歩道は、次のとおりとする。

(表31：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間
1	白山北山稜線	起点：石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村（三方岩岳園地） 終点：石川県白山市（ゴマ平・歩道合流点）
4	桂大笠山ブナオ峠線	起点：富山県南砺市（桂） 終点：富山県南砺市（ブナオ峠）
6	三方岩岳線	起点：岐阜県大野郡白川村（大窪・国立公園境界） 終点：岐阜県大野郡白川村（三方岩岳）
7	新岩間道線	起点：石川県白山市（新岩間温泉） 終点：石川県白山市（大汝峰・歩道合流点）
8	新岩間温泉小桜平線	起点：石川県白山市（新岩間温泉） 終点：石川県白山市（小桜平・歩道合流点）
9	噴泉塔線	起点：石川県白山市（岩間温泉園地） 終点：石川県白山市（岩間噴泉塔群）
10	中宮道線	起点：石川県白山市（中宮温泉） 終点：石川県白山市（白山室堂）
11	砂御前山鳴谷山線	起点：石川県白山市（青柳山・国立公園境界） 終点：石川県白山市（鳴谷山）
12	三方崩山線	起点：岐阜県大野郡白川村（三方崩山・国立公園境界） 終点：岐阜県大野郡白川村（三方崩山）
13	白山釈迦岳線	起点：石川県白山市（市ノ瀬） 終点：石川県白山市（御手洗鉢平）

主要経過地	整備方針	備考
	三方岩岳園地から三方岩岳、妙法山の山稜を經由して中宮道線道路（歩道）に連絡する登山道とする。	平21. 10. 28告示
	桂から大笠山を經由してブナオ峠へ至る登山道とする。	平21. 10. 28告示
	馬狩から三方岩岳への登山道とし、避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示
	新岩間温泉からの白山登山道とし、沿線に避難小屋、休憩所を備える。	平21. 10. 28告示
	新岩間温泉から岩間温泉を経て新岩間道線道路（歩道）への連絡歩道とする。	平21. 10. 28告示
	岩間噴泉塔群を探勝する歩道とする。	平21. 10. 28告示
	中宮温泉集団施設地区からの白山登山道とし、沿線に避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示
	砂御前山と鳴谷山を結ぶ登山道とする。	平21. 10. 28告示
	三方崩山へ登る登山コースとして整備する。	昭61. 9. 12告示
	市ノ瀬集団施設地区から白山釈迦岳を經由する白山登山道とし、避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示

番号	路線名	区 間
14	別当出合室堂線	起点：石川県白山市（別当出合） 終点：石川県白山市（白山室堂）
15	別当出合弥陀ヶ原線	起点：石川県白山市（別当出合） 終点：石川県白山市（弥陀ヶ原）
16	高飯場南竜ヶ馬場室堂線	起点：石川県白山市（高飯場・歩道分岐点） 終点：石川県白山市（室堂平・歩道合流点）
17	弥陀ヶ原線	起点：石川県白山市（万才谷） 終点：石川県白山市（弥陀ヶ原）
18	白山南山稜線	起点：岐阜県郡上市（石徹白） 終点：石川県白山市（白山室堂）
19	白山大白川線	起点：岐阜県大野郡白川村（白水湖） 終点：石川県白山市（白山室堂）
21	市ノ瀬別山線	起点：石川県白山市（市ノ瀬） 終点：石川県白山市（別山）
22	三ツ谷赤兎山線	起点：石川県白山市（三ツ谷） 終点：石川県白山市（小原峠）
23	三ツ谷杉峠線	起点：石川県白山市（三ツ谷） 終点：石川県白山市（杉峠）
24	伏拝経ヶ岳線	起点：福井県勝山市（伏拝歩道分岐点） 終点：福井県勝山市（経ヶ岳）

主要経過地	整備方針	備考
	別当出合から殿ヶ池を經由する白山登山道とし、沿線に休憩所を設ける。	昭53. 3. 22告示
	別当出合から甚之助谷を經由する白山登山道とするとともに、南竜ヶ馬場への到達歩道とし、沿線に避難小屋、休憩所を備える。	昭53. 3. 22告示
	高飯場付近から南竜ヶ馬場を經由して室堂へ至る登山コースとして整備する。	昭61. 9. 12告示
	南竜ヶ馬場西端から弥陀ヶ原を經由して別当出合室堂線の五葉坂下に至る登山道とする。	昭53. 3. 22告示
銚子ヶ峰 三ノ峰 別山 南竜ヶ馬場	石徹白から銚子ヶ峰、別山等の山稜を經由して室堂に至る登山コースとして整備する。	昭61. 9. 12告示
	白水湖からの白山登山道とし、避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示
	市ノ瀬集団施設地区から別山への登山道とし、避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示
	三ツ谷から小原峠への登山道とする。	変更
	三ツ谷から三ノ峰登山道への取り付け歩道とする。	昭53. 3. 22告示
	越前禅定道線の伏拝から経ヶ岳赤兎山線の経ヶ岳を連絡する登山道とする。	変更

番号	路線名	区 間
25	小原三ノ峰線	起点：福井県勝山市（廻り池） 終点：福井県大野市（三ノ峰）
26	鳩ヶ湯赤兎山線	起点：福井県大野市（鳩ヶ湯） 終点：福井県大野市（赤兎山）
27	小池杉峠線	起点：福井県大野市（小池） 終点：福井県大野市（杉峠）
28	小池刈込池周回線	起点：福井県大野市（小池） 終点：福井県大野市（山腰跡） 終点：福井県大野市（杉峠三ノ峰稜線・歩道合流点）
30	加賀禅定道線	起点：石川県白山市（ハライ谷・国立公園境界） 終点：石川県白山市（七倉山・歩道合流点）
31	大日ヶ岳銚子ヶ峰線	起点：岐阜県郡上市（大日ヶ岳） 終点：岐阜県郡上市（銚子ヶ峰南・歩道合流点）
32	市ノ瀬慶松平線	起点：石川県白山市（市ノ瀬・歩道分岐点） 終点：石川県白山市（慶松平・歩道合流点）
33	越前禅定道線	起点：福井県勝山市（平泉寺） 終点：福井県勝山市（廻り池）
34	経ヶ岳赤兎山線	起点：福井県大野市（経ヶ岳・国立公園境界） 終点：福井県勝山市（赤兎山・歩道合流点）
35	加越国境線	起点：福井県勝山市（板谷の頭） 終点：福井県勝山市（小原峠）

主要経過地	整備方針	備考
赤兎山 杉峠	廻り池から小原峠、杉峠を経由して三ノ峰へ至る登山道とし、沿線に避難小屋、休憩所を備える。	変更
	鳩ヶ湯から赤兎山への登山道とする。	平21. 10. 28告示
	小池地区から杉峠への到達歩道とする。	昭53. 3. 22告示
刈込池	小池地区から刈込池を周回し、また、三ノ峰へ至る自然探勝歩道及び登山コースとして整備する。	昭61. 9. 12告示
しかり場分岐点 長倉山 四塚山	尾添方面から七倉山へ至る登山道とする。	平21. 10. 28告示
天狗山 芦倉山 天池 丸山	大日ヶ岳から銚子ヶ峰への縦走コースとして整備する。	昭61. 9. 12告示
六万山 指尾山	市ノ瀬から六万山を経由する白山登山道（越前禅定道）を整備する。	平7. 12. 22告示
三頭山 法恩寺山	平泉寺から三頭山、法恩寺山を経由して廻り池へ至る登山道とする。	変更
	経ヶ岳から大舟山を経由して赤兎山へ連絡する登山道とする。	変更
大長山	板谷の頭から大長山を経由して小原峠に至る登山道とする。	新規

ウ 生態系維持回復計画

(ア) 生態系維持回復事業

生態系維持回復事業は、次のとおりとする。

(表32：生態系維持回復事業変更表)

番号	名称	位 置
1	白山	白山国立公園全域

事業の実施方針	旧計画との関係
<p>近年の登山者の増加等に伴い、外来植物の分布が拡大している。その結果、在来植物と外来植物との交雑、外来植物による在来植物の被圧による生態系への影響が懸念されていることから、外来植物の侵入分布状況を把握するためのモニタリング調査を実施するとともに、生態系の維持や回復に支障を及ぼすおそれのある外来植物の除去、外来植物種子除去マットの設置等の対策を講じる。</p> <p>また、これらの対策の効果を検証するための事後のモニタリング等により、より効果的な事業実施に関する調査研究及び実証試験を行う。</p>	<p>平22. 12. 17告示</p>